

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和4年6月7日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和4年第2回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1、「消防・塵芥処理・し尿処理に係わる広域3組合の統合に伴うゴミ処理施設のあり方」について	3組合の統合に伴うゴミ処理施設のあり方について、3組合の事務局の意向を優先するのか？それとも茨城県の意向を優先するのか？何れか？	市 長 関 係 部 長
	2、「消防団」について	①消防団予算の拡充 消防団の活動費用は、地域住民から提供される消防協力金に依存するのではなく、本市の税金で賄うべく、予算の拡充をすべきと考えるが？ ②活動履歴のない消防団員の有無 本市の消防団には、いわゆる幽霊団員はいるのか？否か？又、いる場合の対応は？ ③新入団員の確保策 将来の新入団員の確保策の一環として、小中学生を対象とする防災教育を実施すべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長 市 長 関 係 部 長 市 長 教 育 長 関 係 部 長
	3、「企業誘致に係わる優遇税制のあり方」について	企業誘致を促進する一環として、固定資産税の減免期間を見直すべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長
	4、「公立幼稚園への入園資格」について	公立幼稚園への入園資格について、本市の幼稚園管理規則第2条は法律の規定と異なるものであるが、その理由及び背景は何か？	市 長 教 育 長 関 係 部 長
	5、「東部地域のインフラ整備」について	①県道竜ヶ崎阿見線バイパスへの市道からの進入方法 当該バイパスは中央分離帯を有する4車線道路である為、既存の市道からの進入を容易にする意味で、分離帯の切除等の働	市 長 関 係 部 長

		<p>き掛けをすべきと考えるが？</p> <p>②東部地域の上下水道の整備計画の策定</p> <p>上下水道が未整備である当該地域について、その整備計画を策定すべきと考えるが？</p>	市長 関係部長
2. 秋山 泉 (一問一答方式)	<p>1、障害者手帳アプリ、ミライロ ID について</p> <p>2、個別避難計画について</p>	<p>1、障害者手帳アプリ、ミライロ ID についてどのように理解されているか伺う。</p> <p>2、どのようなメリットがあると認識しているか伺う。</p> <p>3、マイナポータルとの連携が開始したが、認識しているか伺う。</p> <p>4、コミュニティバスで利用できるメリットを伺う。</p> <p>5、ミライロ ID 推進について伺う。</p> <p>1、個別避難計画の作成に至っていない要因を伺う。</p> <p>2、一日も早い作成をと考えるがご見解を伺う。</p>	市長 関係部長
3. 守屋 常雄 (一問一答方式)	<p>1. ふれあい通り神谷6丁目付近の横断歩道の増設について</p> <p>2. 圏央道4車線化に伴うスマートインター等の具体的な計画実施について</p> <p>3. 牛久沼のほとりの小さな文化財の利用と牛久城跡等の整備とPRについて</p>	<p>1. 神谷6丁目付近の横断歩道について、何度も横断歩道片面の増設工事の要望をしたが、実現に至っていない。今後の対応について伺う。</p> <p>1. 県や国の取り組み等の情報収集や具体的な成果等について伺う。</p> <p>1. 地元の観光資源を利用して観光客を集客するため、牛久沼のほとりの小さな文化財の利用を図る対策について伺う。</p>	市長 副市長 教育長 関係部長
4. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 行政区加入のための促進策について	<p>①市内行政区（自治会）の加入状況について</p> <p>②行政区（自治会）を抜け</p>	市長 関係部長

	2. 元気農園の拡大策について	<p>る理由についてどのように捉えているか。</p> <p>③加入率を上げる為の支援策について</p> <p>①元気農園の利用の現況について</p> <p>②超高齢社会への受皿対策として家庭菜園はウィズコロナ社会に最も適したものとするがどうか。</p> <p>③食料自給率（2020年度）37%と食料の多くを海外に依存している日本の食料安全保障に寄与することであり、また手づくりの有機野菜を食することは心身共に健康に保つ為に有効である。交換会などのイベントはできないか。</p>	市長 関係部長
5. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 日本遺産牛久シャトーとしてのこれまでの活動と今後の展望について	<p>(1)牛久シャトーが日本遺産としての認定を受けて以降のこれまでの活動について</p> <p>(2)コロナ禍で開催が延期されている日本遺産フェスタについて</p> <p>(3)今後の日本遺産としての牛久シャトーを活用した施策の展開について</p>	市長 副市長 関係部長
6. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 「高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施」が目指すもの	<p>(1) 一体的な実施となった背景と市の現状と課題について伺う。</p> <p>○介護予防事業の現状と課題～高齢化率、介護認定率、事業の参加状況、健康寿命と平均寿命の差、フレイル調査の結果などから</p> <p>○保健事業の現状と課題～国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費や健康診断の受診率の推移などから</p> <p>(2) 取り組む健康課題と具体的な事業内容について伺う。</p> <p>～高齢者に対する個別の支援、通いの場への積</p>	市長 副市長 関係部長 関係次長

	<p>2. 公共施設の耐震化の状況について</p> <p>3. エスカード牛久ビルの活性化の現状と課題</p>	<p>極的な関与等 (3) 事業の目指すところについて伺う。 ～主管課と関係課との連携と専門職の体制</p> <p>(1) 耐震改修促進計画における公共施設の耐震化の状況について伺う。 (2) 計画以外の公共施設の耐震化の状況について伺う。 ○子育て支援施設のなかで、診断済で未補強、診断未実施の施設の状況 ○保健・福祉施設のなかで、耐震化不明となっている施設の状況 ○公営住宅のなかで、診断済で補強不要、診断済で未補強、診断未実施の施設の状況</p> <p>(1) 市のエスカード牛久ビル活性化の現在の考え方について伺う。～当初の計画の考え方から現段階での変更点 (2) 国庫補助金の取扱いの県との協議内容について伺う。 (3) エスカード牛久ビルの1階と4階の床交換について伺う。 ○進捗状況 ○交換以外の方法の考え方</p>	<p>市長 副市長 関係部長 関係次長</p>
<p>7. 黒木のぶ子 (一問一答方式)</p>	<p>(1) 高齢者に寄り添った優しいまちづくりについて</p> <p>(2) 少子化対策に</p>	<p>①ウイズコロナ禍でフレイルから要介護者にならないための支援 ②カッパ号バス停にベンチの設置 ③独居高齢者への災害時も含めた迅速な情報の伝達についての現状と今後の取り組み ④必要に応じ、民生委員の見廻りの強化</p> <p>①3人以上出生家庭へ経済</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長</p>

	ついて	支援 ②牛久市独自政策として年齢別や子供の環境によつての支援 ・経済的支援 ・食事支援 ・生活支援 ・学習支援 現状と課題	関係部長
8. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1 ケアラー・ヤング ケアラーについて 2 今後の公立幼稚園 の姿 3 キャリア教育について	・ケアラーに対する支援の重要性をどのように周知・啓発していくのか ・専門の窓口設置の考え ・小中実態調査にむけての進捗状況 ・ケアラーの支援に関する基本方針や具体的施策 ・園児数減少によって、いま、どのような課題が保育に起こっているのか伺う ・3年保育の導入の考え ・延長保育について ・第二幼稚園地域の在住者に対しての移動手段はどう考えているか ・第二幼稚園の園舎の今後の利活用 ・本市の取り組みについて ・計画と評価 ・コーディネーターの存在 ・お仕事ノートの作成について ・今後の取り組み	市長 教育長 関係部長
9. 市川 圭一 (一問一答方式)	1 牛久市観光あやめ園について	・アヤマ生育などの現況及び今後の運営について ・周辺観光施設との連携	市長 教育長 関係部長
10. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 障がいのある人の権利を守る取り組み—障害者差別解消法の推進について	(1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について ①対応要領の策定と策定後の取り組み (2)差別を解消するための支援措置について ①相談・紛争解決の体制整備 ②障害者差別解消支援地	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>域協議会の設置</p> <p>③普及啓発活動の実施 (事業者向け・市民向け)</p>	
	<p>2. 経済失政が生み出した「ロストジェネレーション世代」への取り組み—就職氷河期世代対策について</p> <p>3. 市民の暮らしに寄り添う取り組み—生活環境の保全について</p>	<p>(1)市内の就職氷河期世代の現状と支援について</p> <p>①就職氷河期世代の実態把握と具体的支援策</p> <p>(2)市役所における就職氷河期世代への支援策としての職員採用について</p> <p>①市役所における職員年齢構成と当該世代の採用状況</p> <p>②今後の職員採用における強化策</p> <p>(1)人々の暮らし方からみる生活環境の保全について</p> <p>①平穏で静穏な暮らしを守る取り組み</p> <p>②人に著しく迷惑をかける行為から人々を守る取り組み</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
11. 長田 麻美 (一問一答方式)	<p>1. ふるさと納税について</p> <p>2. リフレプラザについて</p> <p>3. うしくグリーンファーム株式会社の今後について</p>	<p>(1)令和三年度の実績について伺う</p> <p>(2)今年度の見通しについて伺う</p> <p>(1)現在の進捗状況について伺う</p> <p>(2)課題等があれば伺う</p> <p>(3)分庁舎設置後の本庁舎の機能について伺う</p> <p>(1)現状について伺う</p> <p>(2)今後のお考えについて伺う</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
12. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 青少年の居場所づくりについて</p> <p>2. 創業支援について</p>	<p>①読書や学習、軽飲食、談話等ができる青少年の居場所が必要と考えるが整備のお考えは</p> <p>②中高生向け書籍の充実、若者向けイベントの開催等により図書館を青少年の居場所とすることについて</p> <p>①創業支援事業計画の実施</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	て	状況 ②利子補給制度について ③チャレンジショップについて	
13. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 茨城県内（県南）においての本市のまちづくりについて伺う。	1. つくば市のスーパーシティの国からの指定をうけての本市の考え方について。 ・ひたち野うしく地区・阿見町、稲敷市について 2. 圏央道 IC 周辺の活用について 3. 人口の自然増と社会増の人口増加策について 4. 広域連携の考え方について	市長 教育長 関係部長
14. 加川 裕美 (一問一答方式)	1 投票率向上にむけて (1) 当市の現状 (2) 今後に向けて 2 児童の登下校時の見守りについて (1) 現状と課題 (2) 今後に向けて	① 2021年衆議院選挙および茨城県知事選挙の投票率等のデータ ② 現在までの取り組みや課題 ① 期日前投票所について ② 主権者教育について ③ 移動投票所について 小学校・義務教育学校児童の登下校時の見守りボランティアの現状と課題 ① 「ボランティアポイント」活用等きっかけ作りについて ② 地域施設・店舗との連携 ③ ICTを活用した見守り	市長 副市長 教育長 関係部長 市長 副市長 教育長 関係部長
15. 北島 登 (一問一答方式)	1. 第4期環境基本計画	1. CO2削減目標について 1) 目標設定はどのように決めたのか 2) ゼロカーボンシティ宣言後の取り組み、検討してきた内容 2. CO2削減のための新たな施策 1) 事業者に向けて 2) 家庭に向けて 3) 市が取り組みの先頭	市長 関係部長

	2. 観光あやめ園を看板通りに牛久の観光の目玉に	に立つ 1. 観光あやめ園について 1) 現状をどうとらえているか ・あやめの大幅減少 2) 委託先が入札による選定になった経過と理由 3) あやめの育成について 4) 必要な手入れをし、かつてのあやめ園を取り戻す施策	
16. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 個人情報保護について 2. 成年年齢引き下げについて 3. 地方創生臨時交付金を活用し、学校給食等への物価高騰対策について	1) 自衛隊員募集に必要だとして、自衛隊の求めに応じて、全国の市区町村で 18 歳および 22 歳の住民の 4 情報が提供される例が少なくない。市では住民基本台帳の閲覧のみとしているが現状は 1) 民法改正により 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられたが、影響と環境整備について 1) 文科省の通達もあり、学校給食の保護者負担軽減に必要な支援を 2) 給食納入業者への影響と支援策 3) 市の支援策	市長 教育長 関係部長
17. 利根川 英雄 (一問一答方式)	1. コロナウイルス感染症と濃厚接触者 2. 子ども目線で通学路の安全対策	・濃厚接触者への対応 ・PCR 検査及び抗原検査 ・不安解消のために ・二つある通学路について ・子どもの目線で通学路の点検とマップ作成 ・車のスピードを抑えるためのハンプの設置	市長 教育長 関係部長
18. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する対策について (総合緊急対策に盛り込まれた新型コ	(1)生活者支援 ・学校給食費等の負担軽減 ・生活に困窮する方々の生活支援の拡充 ・子育て世帯の支援の拡	市長 副市長 教育長 関係部長

	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用して)</p> <p>2. 教育費の家計負担について</p> <p>3. 学校の働き方改革の進捗状況について</p>	<p>充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金の負担軽減（経済支援） <p>(2) 事業者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス・タクシーなど地域公共交通の経営支援 ・ トラックなど地域の物流の維持に向けた経営支援 ・ 公共料金補助 <p>(1) 小中学校の年間の児童1人当たりの学校教育費</p> <p>(2) 学校教育費を学校で徴収する場面とその徴収方法</p> <p>(3) 学校教育費の削減のための方法、具体的事例</p> <p>(4) 学校教育費を全額公費で賄う場合の総額及び学校給食費を全額公費で賄う場合の総額</p> <p>(5) 学校教育費及び学校給食費の全家庭への補助金支出等の支援</p> <p>(1) 超過勤務時間の改善状況</p> <p>(2) 勤務時間報告に関する実情</p> <p>(3) 「学校以外が担うべき業務」に関する進捗状況</p> <p>(4) 「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」に関する進捗状況</p> <p>(5) 「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」に関する進捗状況</p> <p>(6) 学校行事、研修・研究会、各種計画書の作成等に関する進捗状況</p> <p>(7) 学校からの報告を求めない等、学校の負担を軽減するための教育委員会としての取り組み</p> <p>(8) ICT 等を活用した業務の効率化の取り組み</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
--	--	--	------------------------------------

令和4年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和4年6月7日（火）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時03分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして市政全般について5点の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、消防・じんかい処理・し尿処理に関わる広域3組合の統合に伴うごみ処理施設の在り方について質問いたします。

御承知のように、令和5年4月1日の発足を目指して広域3組合の統合化に向けた作業が着々と進められていることは、論をまたないところであります。

本件については、昨年12月17日、牛久市議会本会議場において、広域3組合の事務局職員による説明会が開催されましたが、その際にも指摘させていただいたように、広域3組合の統合化に際してネックとなるものはごみ処理施設の在り方です。すなわち、本市と阿見町はそれぞれ単独でクリーンセンターを運営しているのに対して、龍ヶ崎市、利根町、河内町が一体で、また稲敷市と美浦村も一体でごみ処理施設を運営していることから、広域3組合の統合化に際して、それぞれのごみ処理施設の在り方は一体どうなるのか、大いに興味、関心を抱かざるを得ないのであります。

ところで、広域3組合の統合に関わる本市議会への説明会においては、3組合の統合化に伴

うごみ処理施設の在り方として、現行のそれぞれの施設を維持した状態で役割分担を行い、新たなフルスペックの施設の整備は念頭にはないという事務局の意向が示された一方で、市長は、本市の3月定例議会における同僚議員の一般質問に対する答弁に関連して、広域3組合の統合に伴うごみ処理施設の在り方については、茨城県から新たなフルスペックの施設の整備を検討してもらいたい旨の意向が示されたとの発言があったことは、記憶に新しいところであります。

そこで、改めて質問いたします。広域3組合の統合に伴うごみ処理施設の在り方について、本市としては広域3組合の事務局の意向を優先すべきと考えているのか、それとも茨城県の意向を優先すべきと考えているのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 茨城県では、平成10年4月に策定されたごみ処理広域化計画を令和4年3月に見直しを行い、前計画に引き続き県内を10のブロックに分け、焼却施設を集約し、広域化を図ることとしております。

牛久市が属する第6ブロックでは、令和16年度を目安に牛久市、龍ヶ崎市、阿見町、利根町、河内町の5市町合同で新広域処理施設の運用を開始し、令和24年度には稲敷市、美浦村が加わり、7市町村で処理を行う計画とされております。

一方で、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合は、地方自治体の人口減少や少子高齢化による税収の落ち込みが見込まれても安定した公共サービスを中長期的に提供するために、まずは第1段階として3組合の統合・複合化を行い、新組合として設置するため、令和5年4月1日を目標に3組合事務局は取組を進めているところでございます。

ごみ処理における広域化、統合・複合化の計画は、茨城県、3組合事務局の双方とも対象としている構成市町村は同じであります。茨城県の計画では、焼却施設に資源化施設等を併設することを前提に検討を行うこととしておりますが、1か所に集約するフルスペック方式を採用しなくても、3組合事務局での考えでもある焼却施設、資源化施設、最終処分場をそれぞれ構成市町村が分担して、一定の役割を担う方式を採用しても、交付金の対象外とはならない旨の回答を茨城県よりいただいております。

牛久クリーンセンターは使用目標年度を令和15年度と定めており、新施設での運用開始を令和16年度と想定すれば、次の体制について検討を進めていく段階に差しかかっております。

ごみ処理施設の在り方については、茨城県か3組合事務局のどちらの意向を優先するかは、現段階で決まっておりませんが、牛久市にとって最大のメリットを得るためにはどのような体制で運営すべきか、総合的に考えて検討を進めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、部長から答弁がありました、その答弁から考えますと、結論から申し上げますと、県の意向よりも、3組合の統合については地元の意向を尊重していくと理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほどもちょっと御答弁申し上げましたが、今現在、まずは第1段階として、現状の3組合の統合を進めて、第2段階として地元住民の理解と協力を得ながら、また関係市町村との理解と認識を深め連携を図りながら、ごみ処理の広域化の取組を進めるとの説明を3組合事務局よりいただいておりますので、現時点でどちらの方向性がより強いかということ、まだちょっと御答弁できる状況ではないと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにしてもこの問題は大きな問題であると同時に、本市にとっても大きな問題でありますので、よくよく考えて、とにかく経費負担のないような方向での処理の在り方というものを模索していくべきであるということをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、第2点目といたしまして、消防団について3項目の質問をいたします。

初めは、消防団予算の拡充の件であります。

御承知のように、本市の消防団は、本部及び28個の分団から構成されておりますが、消防団員には毎年報酬や出勤手当が支給されていることは、論をまたないところであります。

一方、消防団の活動にはそれなりのお金がかかりますが、ほとんど全ての消防分団には活動資金として、行政区等を通じて、地域住民からいわゆる消防協力金が提供されております。しかしながら、この消防協力金の在り方については、これを肯定する声や否定する声を含めて様々な意見や考え方が示されており、その意味でこの問題をいかに解決するのが行政課題の1つであると存じます。

ところで、地方公務員法第3条第3項、第5項には、消防団員の身分は非常勤の特別職地方公務員であると記されております。それゆえ、この事実を踏まえると、消防団員の活動に要する費用は、地域住民から提供される消防協力金に依存するのではなく、その協力金に相当するお金が本市の税金で賄われてしかるべきであると判断いたします。

そこで、改めて質問いたします。今後、消防団の活動を利用する費用については、これを税金で賄うべく、消防団予算の拡充をすべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

消防団の活動費用に関する協力金につきましては、地域の消防団員が地域の一員として行政区や地域の様々な事業に参加、協力し、地域の青年グループとして消防団を応援する意味を含めた支援金と認識しております。これは、消防団と地域住民や行政区との間で長年慣行的にやり取りされてきたものでございまして、市は関与しておりません。

消防団活動で必要な費用につきましては、市で負担しております。令和4年度につきましては、消防団員への報酬等の人件費や被服費、車両の購入費及び維持管理費等で約5,700万円を計上しております。

市では今後も、人件費のほか団員の活動服やヘルメットなどの安全装備品の購入、装備機材、消防車両の購入修繕及び分団機庫の維持管理費など消防活動に要する費用につきましては市で負担してまいります。また、消防団の運営につきましては、消防団本部とも協議してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、部長から、消防団の運営に関する費用は、消防団本部や分団とも協議をしていく旨の答弁がありましたが、そうすると、消防団本部ないしは分団のほうから運営に要する費用は市で面倒を見てもらいたいというような話が出てきた場合、これは検討する余地があるかどうか、いかがですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 もちろん消防団本部と協議の上で、必要な経費というものが新たに出てくるのであれば、それはもちろん検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 例えばそれが協力金に相当するような費用であった場合はどうなりますか、それはちゃんときちんと検討してくれるのですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 協力金の中身というものが、どういう使用意図を持っているのかちょっと分かりませんが、必要経費というものを精査して対応してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、用途が明確になったものについては、市として税金で賄うことはやぶさかではないと理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 その内容が消防活動に要する費用であるという場合には、検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、続きまして2つ目として、活動履歴のない消防団員の有無の件について質問いたします。

近年、新聞紙上やインターネット上で、いわゆる幽霊団員と呼ばれる活動履歴のない消防団員の存在が話題となりました。活動履歴のない消防団員とは、名簿上は在籍しているものの、1年ないしは2年以上にわたって消防団員としての活動の履歴がないにもかかわらず、報酬等が支給されている団員を指すものと認識いたしております。

そこで、率直に質問いたします。本市の消防団には、活動履歴のない消防団員は存在するの
か否か。また、存在する場合にどのような対応を考えているのか明確にお答えをいただきたい
と思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 消防団に入団しているが、消防団活動に参加していない、いわゆる幽
霊団員につきましては、全国的にも消防団に関する課題の1つと認識しております。

当市におきましては、昨年度、各分団に対し、消防団活動に係るアンケート調査を行い、そ
の中で消防団活動に参加できない団員について確認したところ、そのような団員はいないとい
う結果でした。しかしながら、今後も消防団活動に参加できない団員に関する調査などは定期
的に実施し、そのような団員がいた場合には各分団と協議し、消防団活動に参加できない理由
や今後の活動の意思を確認した上で、所属する分団の意見を踏まえながら対応を検討してまい
ります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今部長から答弁がありましたが、再度確認いたします。間違いな
く、いわゆる活動履歴のない分団員は、本市の消防団には存在しないと明確に答えられますか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 各分団に調査して、各分団からの回答でそのような分団員はいない
という回答を得ましたので、そのとおり認識しております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 これは、運営を管理している担当課ないしは市としても、そのよ
うに理解していると考えてよろしいですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 消防団の団員につきましては、緊急時にどれだけの団員が配置でき
るかというのは、市としても把握していかなければならないと考えておりますので、活動でき
ない団員について、いるという場合は、これは大変問題でありますので、今後もその把握に努め
てまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この問題も大事な問題でありまして、消防団の存続に関わる問題でもありますので、今後とも活動履歴のない団員が生じることのないよう、きちんとした指導に努めていくべきであると申し上げまして、次の質問に移ります。

3つ目でございます。消防団員の確保策の問題でございます。

御承知のように、本市の消防団員の定数は条例により490名とされておりますが、この定数は、団長以下8名の本部員を含めての数であり、1個分団当たりを平均すると数字上は17名程度になると存じます。しかしながら、諸般の事情により、全ての消防分団が上記の数を満たしていないことに加えて、新入団員の確保も容易ではない現状も強いられていることから、団員の確保策をいかに解決するのが喫緊の課題であると認識いたしております。

ところで、消防団員の増加や担い手育成の一環として、現役の消防団員が小中学校に出向いて防災教育を実施する自治体が見受けられますが、総務省もこれを財政支援するとの方針が示されております。それゆえ、本市においてもこれを参考事例として、将来の消防団員の確保策の一環として、小中学生を対象とする防災教育を実施すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 消防団員の確保策は最も重要な課題でありまして、各自治体も苦慮しているところでございます。

そこで、当市は令和2年度においてPR動画を作成し、ユーチューブにアップしているほか、消防団の出初め式や訓練を広報紙等で事前に周知し、訓練場所にのぼり旗を立てたり、実際に訓練の様子を見ていただき活動を知ってもらうなど、市民の皆さんにPRを行っているところでございます。また、コロナ禍以前には、消防団員として地域の防災訓練に参加し、防災・減災に努めていることも消防団の活動を知ってもらう機会となっております。

防災教育についても、女性消防団員が保育園や幼稚園を訪問し、啓発活動を行っているほか、市の防災課において防災に関する出前講座などを実施しております。昨年度は学校からの依頼を受けて、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校において実施しております。今後は、小中学校での出前講座などにおいてもPRに努めてまいります。

現役消防団員が小中学校に出向いて防災教育を行うことは、地域で活躍する消防団に興味を持ってもらうよい機会であると考えます。しかしながら、消防団員は仕事もしながらの活動であり、勤務地が遠い方も多いため、学校に出向く時間の調整や準備時間の確保など課題もあります。総務省消防庁が実施する国費によるモデル事業として、消防の力向上モデル事業の事例など、他の自治体の取組を参考にしながら、団員確保、担い手育成の取組について、消防団本

部、分団と共に検討してまいります。

私も先月、東京でございます日本消防協会の会長にお会いしまして、消防団のPR活動について、会長といろんなお話をしたところでございます。消防団員をいかに確保するかということが、やはり私たちの地元の防災に対しても大きなあれでございます。その一環で、消防団員、稲敷広域には女性吏員もでございます。そのことにおいて、取りあえずそういう消防団員の確保というより環境について皆さんとお話ししようということで、消防吏員、そして稲敷広域の消防女性団員を一堂に会しまして、講習会を開きながら、そして懇親会などを牛久シャトーでどうですかという話を私は消防長にお話ししてございます。ですから、やはりそこで少しずつ、一つでも、消防団員に向けた取組をこれからもやっていくつもりでございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 消防団員の確保の問題というのは、先ほども申し上げましたように、消防団に入団したいという人がなかなかいない、確保は非常に難しい現状がある一方で、消防署があるのに、なぜ消防団が必要なのかという基本のキのところを理解していない、PRが足りないために、誤解を生んでいる状況も正直言っているとあります。そういう意味で、将来の消防団員の確保策として、やはり若い人、小中学生を含めた若い方々に、団の役割や重要性というものをPRすること、そして将来の団員確保につなげること、これは非常に重要なことであろうと思います。

教育長、これどう思いますか。小中学生に、さらにこの教育をPR、団活動についてのPRも含めて、消防団への将来の入団を、何と申しますか、考えていただくような防災教育というものをきちんとさらに進めていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小学校3、4年生の社会で副読本というのがありまして、「わたしたちの牛久」という副読本があるのですが、ここに2ページにわたって消防団という、市内の消防団のお知らせがあつて、団員の方のインタビューなんか載っているというのが消防団のお知らせです。

また、防災教育といいますと、ある小学校では区長たちが地域に出て、バケツリレーであったり、担架を持って運んだりというような競技をしています。また、この夏は、ひたち野うしく小学校は放課後カップ塾というところで防災キャンプというのを計画しておりまして、今募集しながら防災キャンプをやるというようなこと、防災教育はやっているのですが、その中で消防団という意識は、どれだけ子供たちに伝えているかというのは、ちょっと難しいところもありますので、もう一度そういった活動の中に地元の消防団という取組を先生方を通して伝えられないかということを検討していければと考えています。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 次に、第3点目といたしまして、企業誘致に関わる優遇税制の在り方について質問いたします。

申し上げるまでもなく、本市では企業誘致の促進策の一環として、他の多くの自治体と同様に、新たに本市に進出した企業に対して固定資産税を3年間は減免するという優遇措置を設けております。

一方、長引く不況やコロナ禍の影響により、企業の設備投資なども思うように進まず、その結果として、いずれの自治体も税収や人口が伸び悩んでおり、本市もその例外ではないと存じますが、このような時代背景に鑑みて、企業誘致を促進し、併せて活力あるまちづくりを目指すためには、他の自治体と差別化できるような思い切った施策の実現こそが極めて肝要であると存じます。

ところで、さきの3月定例議会中、令和4年度の本市の一般会計予算を審議するために開催された予算常任委員会において、私は企業誘致に関わる固定資産税の優遇措置を取り上げ、現行の3か年の優遇措置を5か年ないしは6か年に見直すべきではという趣旨の質問をいたしました。その問いに対する環境経済部次長の答弁が、「企業誘致を考える際、固定資産税の3か年の優遇措置を5か年ないし6か年に見直すことは、有効な選択肢の1つであり、検討に値する」というものであったことは記憶に新しいところであります。

そこでこの際、企業誘致促進に関する一環として、固定資産税の減免期間の見直しを検討すべきかと考えるのでありますが、企業誘致に係る優遇税制の在り方については、どのようにお考えでしょうか、率直な答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 本市では、企業立地の促進策として、市内に事業所を新設または増設する者に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を3年間奨励金として交付する税制優遇措置を設けています。

対象業種は、製造業及び運輸、情報通信業で、新設の場合は固定資産の取得費用が1億5,000万円以上で、うち建物取得費用が5,000万円以上であること。増設の場合は、固定資産の取得費用のうち建物取得費用が5,000万円以上であることが条件となります。適用区域は市内全域としており、平成17年度の制度開始以来、令和3年度までに延べ20の事業所に対し、およそ17億4,100万円を奨励金として交付してきました。

企業立地促進策としての税制優遇措置は多くの自治体が実施しており、当該年度の固定資産税を減免する方法と、後年度に固定資産税相当額を補助金や奨励金として交付する方法のいずれかであり、適用期間については3年間が一般的となっています。適用区域については、工業

地域や準工業地域、工業団地等に限定しているもの、市街化区域内に限定しているもの、町名や字名などで区域を定めているものなど自治体により様々ですが、本市のように市内全域を適用区域としている自治体は多くありません。

これまで奨励金の対象となった延べ20事業所のうち16事業所は工業団地内に立地していますが、残る4事業所のうち1事業所は市街化区域、3事業所は市街化調整区域に立地しており、工業団地外に立地する4事業所に交付した奨励金の総額はおよそ2億4,100万円となっています。

近年の市内への企業進出状況は、平成29年2月に圏央道の県内区間が全線開通したこと、令和6年度までに圏央道の4車線化が予定されていることが要因となっているのか、平成29年度に1社、令和2年度に1社が、圏央道阿見東インターチェンジ付近に新たに進出してきています。

御質問の、他の自治体との差別化を図るための施策ですが、適用範囲を市内全域としていることで他自治体との差別化が図れており、工業団地外にも税制優遇措置の対象となる規模の企業が進出していることは一定の成果と考えています。

税制優遇措置の適用期間を、現行の3年から5年ないし6年に見直すべきとの御提案につきましては、3月議会の予算常任委員会で答弁しましたとおり、適用期間の延長は、企業誘致を考える上では有効な選択肢の1つであると考えております。しかしながら、現在、桂、奥原の両工業団地には空き区画がなく、市として積極的に企業を誘致できる状況にないため、有効な手段であるとの認識はございますが、適用期間の見直しについては、現時点では考えておりません。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 鶏が先か、卵が先かの議論ではありませんけれども、やはりその環境を整えておくということは非常に大事なことであろうと思います。つまり、優遇税制の期間を5年ないし6年ですよという方針を定めて、牛久市としてPRすることが非常に大事だと思うのです。

次長、もう一度お聞きしますが、次長の答弁によりますと、現時点では、その見直し優遇策は考えていないということなのですが、将来的にはどうなのですか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 現時点では、工業団地等に空き区画がないですとか、積極的に企業誘致を促進できるような状況ではないため考えていないのですけれども、将来的に、例えばの話ですが、工業団地ができるですとか企業に提供する土地があった場合には、当然有効な手段であるというのは認識しておりますので、その際には検討していきたいと

は思っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 これは非常に大事な問題ですよね。市長、この件についてどうですか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 企業誘致にしても、牛久市において、私は企業誘致というのは、非常に税制にしても、まちのイメージをするにも、大きな活力があるのかなと感じております。ただ、この牛久市において、いろんな地域的な環境を見ますと、もう牛久市は企業ばかりではなくて、生産というかハード面ではなくて、これからはそういうものの誘致にしても、ソフトな牛久市のイメージをどのようにしてくれるか、なおかつ、それである程度の税収が上がるか、そういうソフト面も考えていくことなのかな。恐らく工業団地の誘致に関しては、非常に競争が過熱していますし、立地的にいつて、こんなこと言ったら申し訳ありませんけれども阿見町のほうが絶対有利でございます。あの地域の開発ということで、牛久市はそういうものを追うばかりではなくて、先ほど言ったように、牛久市のイメージ、なおかつソフト面の誘致に向けて、私は牛久市の一番の武器を利用しながら、地域のそういうものに留意しながらやっていく、そのために私は近々そのような誘致に成功した市に赴いて首長とお話しして、そのような経過をちょっと参考にしたいと思っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、次に第4点目といたしまして、公立幼稚園への入園資格について質問いたします。

御承知のように、現在、本市には2つの公立幼稚園が存在いたしますが、諸般の事情により、市立第二幼稚園を第一幼稚園に統合するということが検討されているとのことですが、その場合、園児の通園方法や延長保育等の問題が課題となることは、論をまたないところであります。

一方、今回の公立保育園の統合の検討に伴い、改めて考慮しなければならない根本の問題として指摘されていることは、入園資格の問題であると認識いたしております。すなわち、本市の幼稚園管理規則第2条には、幼稚園に入園することができる者は、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とするとの規定がありますが、この規定については、以前から保護者などを中心に、これを見直すべきである旨の声が出されており、その一環として、市立第二幼稚園の保護者などから、その旨の嘆願書が執行部宛てに提出されていると聞き及んでおります。

ところで、幼稚園児の入園資格については、学校教育法第26条において、幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする明確に規定さ

れていることを踏まえれば、本市の公立幼稚園への入園資格が当該法律の規定と異なることに素朴な疑問を抱かざるを得ないのであります。ちなみに、本市を除く県南10市の公立幼稚園管理規則を調査したところ、土浦市、稲敷市、つくばみらい市の3市は、公立幼稚園の入園資格について、当該法律と同様、満3歳からと規定しているのであります。

そこで、改めて質問いたします。本市の公立幼稚園への入園資格は、なぜ学校教育法第26条の規定と異なるのか、その理由及び背景について明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市の公立幼稚園につきましては、昭和49年4月に第一幼稚園が、まず5歳児を対象とした1年保育として開園しております。当時の広報紙によりますと、1小学校区1園の方針に基づき、岡田小学校に隣接された場所に建設され、就園対象地域は岡田小学校学区内を第1次募集地域、次いで奥野小学校学区内、牛久小学校学区内としておりました。これは、牛久小学校学区には既に私立幼稚園が存在するため、まずは岡田、奥野地区を優先したものです。続いて、昭和54年4月に牛久小学校に隣接した現在の場所に第二幼稚園が開園しました。第二幼稚園においても、当初は5歳児を対象とした1年保育として開園しております。

過去の学校基本調査によると、その後、5歳児を対象とした1年保育の公立幼稚園は、2年保育、または3年保育を実施していた私立幼稚園の影響もあって、入園者数が減少していきまます。このような状況の中、昭和61年4月に第一幼稚園において2年保育とし、4歳児の受入れを開始しております。1年保育最終の昭和60年の第一幼稚園については、定員数160人に対し園児が25人まで減少しており、2年保育を開始した昭和61年の入園者数は95人と増加しております。第二幼稚園においても同様の理由から、昭和63年4月に2年保育として、4歳児の受入れを開始しております。

学校教育法第26条には、幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の開始に達するまでの幼児となっております。本市の幼稚園管理規則第2条では、満4歳からとなっており、法律の範囲内での受入れを行っているということでございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、今回保護者等から市長宛での嘆願書、要するに入園資格について、3歳児からお願いをしたい旨の嘆願書が出されていると聞き及んでおりますけれども、これについてはどのように対応しようとお考えですか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まだ私のほうで嘆願書を確認しておりませんが、これまでも行ってきた保護者に対するアンケートであったり、また園において座談会等を

行った内容から、3歳児保育のニーズが、近年根強くあるということは認識しております。

また、子供たちの成長の度合いがだんだん早まってきているといったことですか、市内幼児教育を高めるために研修会、巡回相談などをベースとした幼児教育センター事業ということで、公立幼稚園を実践の場として、民間の保育園、幼稚園も交えて展開しているといった事業も行っております。

そういった中で、公立幼稚園においても、やはり民間で一般的に行われている3歳児からの保育の必要性というものは感じております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、次長から、ニーズがあって、3歳児からの入園資格にする見直しも必要である旨の答弁がなされました。教育長、これどうですか、入園資格見直しお考えありますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 幼稚園を2つから1つにするということに関しては、有識者や保護者の意見も聞きながら、子ども・子育て会議もありますし、市内全部の入れ物の枠と、子供も減っていることも全体として考えていかなければならないと思っておりますが、1つの検討材料としていかなければならないかなということを考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、教育長から大事な答弁がありました。見直しも検討するという理解でよろしいですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 2つを1つにする中で検討材料に入っているということです。検討していきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 これも大事な市民ニーズの1つですから、時代背景や状況を踏まえて、牛久市の園児がきちんとした環境の中で、そしてまた保護者のニーズにも沿うような教育環境確立の意味で、きちんとした対応をしていただきますよう改めてお願いを申し上げます。

最後に、第5点目といたしまして、東部地域のインフラ整備について、2項目の質問をいたします。

初めは、県道竜ヶ崎阿見線バイパスへの市道からの進入方法であります。御承知のように、千葉茨城道路と呼ばれる本市の東部地域を縦貫する県道竜ヶ崎阿見線バイパスが、数年以内には供用が開始されると聞き及んでおります。しかしながら、当該バイパスは、中央分離帯を有

する4車線道路として計画されていることから、既存の市道から当該バイパスに車両等が進入する際、進行方向によっては迂回路で遠回りを強いられる可能性が大きいのであります。

ところで、既存の市道と当該バイパスとの接続箇所は29か所と認識いたしておりますが、これらの接続箇所の全てについて迂回路を整備するためには、相当の予算が必要と考えられるので、より財政負担の少ない方法が検討されてしかるべきであると判断いたします。そこで、迂回路を使用をせず、既存の市道から当該バイパスに車両等が進入しやすくなるように、当該バイパスと市道との接続箇所付近の中央分離帯を切除してもらうなどを茨城県に働きかけるべきと考えるのであります。本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 県道竜ヶ崎阿見線バイパスは、龍ヶ崎市から阿見町に縦貫する主要な幹線道路であり、圏央道の4車線化に伴い交通量の増加が見込まれることから、国道408号から牛久市阿見町行政界に至るバイパス事業が平成31年度に事業化されたことと茨城県竜ヶ崎工事事務所より伺っております。また、本事業の用地事務委託につきましては、昨年度に引き続きまして、今年度も当市において受託しております。

御質問のとおり、現計画では当該バイパスと既存の牛久市道との接続箇所は29か所でございます。このうち2車線道路など比較的交通量が多い道路との接続箇所は交差点として接続し、その他の道路は側道への接続や左折のみ可能とする規制を設けた上で、本線に接続する予定となっております。

牛久市区間のうち、交差点として接続する箇所は、既存の箇所を含めまして7か所あります。具体的には、うしくあみ斎場の北側、うしくあみ斎場前、乙戸川の塙橋南側、県道下久野交差点、下久野集会所の東側、鎌倉街道の奥野生涯学習センター東側、国道408号線との交差箇所となっております。また、その他の道路の接続先となる側道につきましては、機能補償道路としてバイパス整備事業の一環として整備されますので、事業費につきましては、牛久市の負担はございません。

次に、4車線バイパスの中央分離帯の一部を開口することにつきましては、危険性が增大することから、安全性を重視いたしまして、交差点以外での中央分離帯の開口は設けない計画となっております。また、道路構造の一般的な基準を定めた道路構造令におきましても、交通の安全性や円滑性を重視し、中央分離帯の開口を設置することは望ましくないとされておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、部長から答弁がございました。そうしますと、中央分離帯のある道路については安全性を考慮して、分離帯の切除をすることは原則として考えないという

意味であろうと思いますが、その辺のところについて、交差点の整備も、それから機能補償道路と申されましたか、そういうアクセス道路の整備について、これは市民と申しますか、特に地域住民については、どのように周知徹底をさせようと考えておりますか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えします。

工事事業者、茨城県竜ヶ崎工事事務所で地域の方たちに御説明を差し上げて、地権者も含めて、地域の方にこのような計画になると説明されていると伺っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、改めて確認させていただきますが、千葉茨城道路、いわゆる竜ヶ崎阿見線バイパスの供用開始というのは、牛久市としては具体的にいつ頃と把握されておりますか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 竜ヶ崎工事事務所に問合せをしているところなのですが、圏央道の計画が令和6年度と伺っておりまして、それに併せてと今我々は思っているところなのですが、今のところ、竜ヶ崎工事事務所で開通の年度については未発表でございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この問題は、いずれにしても地域や地域住民にとって非常に重要な問題であると思いますので、県とよく情報交換をした上で、地域住民への情報提供に努めていただきたいと申し上げておきたいと思います。

続きまして、2つ目といたしまして、東部地域の上下水道の整備計画の策定、このことについて質問いたします。

御承知のように、東部地域は準農村地域であり、ごく一部の地域を除いて、水道は井戸水を使用し、下水道は未整備の状態であります。一方、上下水道の未整備の現状について、東部地域の住民の多くから特に不公平や不満の声は聞かれないものの、時折、一体いつになったら当該地域に上下水道の整備が行われるのかなど、東部地域のインフラの先行きを懸念する本音がかいま見えるのであります。

ところで、ライフラインの1つである上下水道の整備は、人口密集地域の住民であろうと、準農村地域の住民であろうと、いずれの地域の住民にとっても必要不可欠なものであることは論をまたないところであります。それゆえ、このことを踏まえれば、東部地域の上下水道の整備計画の策定が検討されてしかるべきであると判断いたしますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 それでは、まず上下水道につきまして、私からお答えいたします。

東部地域における上水道の普及状況につきましては、県南水道企業団に確認いたしましたところ、工業団地への供給、小坂団地内への供給のほか、井ノ岡町地内で45世帯、久野町地内で15世帯、合わせて60世帯に供給しており、2町の普及率は約16%となっております。

水道の新設については、既存の住宅2軒以上で要望があれば、費用対効果などを調査し、設置ができるかを検討していくとのごとでございますが、周辺に供給管が来ていないと管を延伸するための工事費が多額にかかるため、設置に至るのはなかなか難しいとのごとございました。

今後、住宅や施設が増え、設置工事費を上回る使用量が見込める場合は設置の可能性も出てくるとのごとですので、御理解を賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 それでは、私から下水道につきまして御答弁させていただきます。

牛久市の公共下水道事業を取り巻く状況は、人口が右肩上がりに増加していた時期とは異なり、現在は少子化が進み、市内人口にも減少傾向が現れ始め、今後は下水道使用料収入の減少が見込まれることや、老朽化した既存施設の維持管理費の増大などにより、非常に厳しい状況となっていくことが予想されます。

また、公共下水道の整備には多額の費用が必要であり、そのうち市が負担する整備費用は使用料収入を主な財源としますが、御質問の東部地域については広範囲に家屋が点在するエリアであり、整備戸数に対して投資する事業費が高額となるため、収支計画は非常に厳しいものになるとも予想され、当該地域への公共下水道の整備は困難な状況であると言わざるを得ません。

一方、生活排水処理について、国が示す「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想」におきましては、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性や社会情勢などを踏まえ、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを効率的かつ適正に選定することとされており、生活排水処理としては下水道に限らず、合併処理浄化槽による処理も有効な手法でございます。

当市におきましても、公共下水道の整備が困難な地域におきましては、合併処理浄化槽設置による生活排水処理を推奨し、浄化槽設置に対する補助金制度も設けておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 確かに下水道の、特に下水道の整備については難しい面があるのかということは私も重々認識いたしておるところでございます。しかしながら、東部地域の、

いかに人口が少なくとも牛久市の一地域であることに変わりはありません。その意味で、市長、東部地域の住民の生活に支障が出ることはないよう、よくよく今後とも御配慮をいただきますよう改めてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、19番石原幸雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉です。

これより通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、ミライロIDの導入について、何点かにわたって質問させていただきます。

現在、国内には約964万人の障害のある方が暮らしています。障害があることを証明するものが障害者手帳で、各種割引を受けたりするのに必要ですが、持ち歩くことに不便さがあるとのことです。この障害者手帳は、障害のある人に都道府県知事が交付する手帳で、大きさなど様式は自治体により異なります。必要な情報を提示するにはページをめくらなくてはならず、持ち歩くことで劣化するとの声も聞かれます。また、障害者割引の適用時に手帳を確認する事業者にとっても、障害者手帳の発行は自治体に委ねられているためフォーマットが多岐にわたっており、その数300種類で自治体ごとに規格が異なっており、必要な情報を瞬時に判断できず、確認する際に時間がかかるとの問題もあります。

それらの問題を少しでも解決し、生活や移動がもっと自由にできればよいのではないのでしょうか。そのちょっとしたお手伝いをするのが、ミライロIDです。

このミライロIDとは、2019年7月1日にリリースされた障害者手帳アプリです。ミライロIDは、スマホにアプリをインストールし、手帳を撮影し、登録します。障害の内容、等級をはじめ、顔写真や氏名も表示されます。車椅子や介護犬の有無も伝えられ、手話が必要、ペースメーカーをつけているといった事項も書き込めます。身体障害者、療育、精神障害者保健福祉の各手帳にも対応します。そして、交通機関や公共施設などでは、スマホを提示することで割引が適用されます。

ミライロIDの特徴は、障害者手帳の情報を取り込むことで、窓口での確認をスマホ1つでスムーズにします。また、飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンを集約して掲載しています。また、障害者割引が適用された金額で購入できるオンラインチケットを提供します。そして、障害種別に応じて生活に役立つ情報やお得な情報をスマホに届けます。これらのように、移動や生活をもっと便利に、もっと自由にするために、これまでかばんや財布から取り出していた障害者手帳を、スマホでぱっと提示できるシステムです。

障害者手帳をお持ちの方は、外出時、各種サービスを受けるに当たり、常に障害者手帳を携帯しています。しかし、従来の紙様式の障害者手帳だと、破れたりなくしてしまったりということもあるそうです。また、手帳を取り出す手間や心理的負担を除いたり和らげたりする効果もあります。

現在、関東エリアでミライロIDが使える場所は、航空会社では日本航空をはじめ8件、鉄道ではJR東日本をはじめ48件、バスは取手市のコミュニティバスをはじめ77件、タクシー会社11件、そのほかレジャー施設など数多くの利用が可能です。また、茨城県内の自治体では、龍ケ崎市、ひたちなか市で利用ができます。

1952年より障害者手帳を用いた割引制度が定められ、障害のある方の社会参加を促すきっかけとなりました。一方、障害者手帳の確認は、障害のある方だけでなく、対応する事業者にとっても大きな負担となっています。障害のある方が外出しやすく、事業者の対応もスムーズになる新たな未来を実現するシステムがミライロIDです。

では、お伺いいたします。初めに、障害者手帳アプリミライロIDについて、担当課はどのように理解されているのか、お伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 障害者手帳アプリミライロIDについては、株式会社ミライロが令和元年7月から運用しているスマートフォンアプリのサービスであり、障害者手帳をお持ちの方が、御自身で障害者手帳の情報をアプリに登録することで、スマートフォン画面上に手帳の情報を表示できるアプリです。この画面を表示することにより、障害者手帳を提示したと同様に、登録されている企業や事業者等から各種の障害者割引が受けられる障害者手帳アプリであると理解しております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、どのようなメリットがあると認識されているでしょうか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 ミライロIDのメリットといたしましては、まず利用者はあらか

じめスマートフォンに情報を登録しておけば、障害者手帳を持ち歩く必要がなくなるため、利便性が向上し、人前で障害者手帳を見せる必要がないため、心理的な負担が軽減されると認識しております。また、割引を提供する事業者は、自治体ごとに違うフォーマットで作成されている障害者手帳の本人確認の手間が軽減されると認識しております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 令和2年6月から、ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータルとのシステム間連携が開始いたしました。これによってミライロIDが使える場所でのマイナポータル提示がスムーズになります。

令和2年10月21日に開催された内閣府主催のシンポジウム、「マイナポータルを活用して暮らしをベンリに！」にてミライロIDを紹介いたしました。担当課として認識しているのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 シンポジウムはインターネットにおいて確認いたしました。シンポジウムの中では、マイナポータル機能を活用した民間の活用例としてミライロIDが紹介されており、マイナポータルとの連携が開始されたことにより、本人情報の信頼性向上につながり、不正防止や協力事業者の拡大が期待できるとの内容紹介であったと認識しております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 近年、民間の路線バスや自治体を運行主体とするコミュニティバスなど公共交通の乗車時に利用できるように導入が進んでいます。アプリの画面を運転手に見せることで、乗車運賃が割引になる障害者運賃を適用することができます。既に取手市や我孫子市、野田市などが導入しております。本市が導入した場合のメリットについてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 コミュニティバスでミライロIDを利用できるようにした場合のメリットといたしましては、利用者の利便性が大きく向上することが挙げられます。現在は、障害者割引を受けるために、降車時に障害者手帳の本人確認ができるページを開いて提示し、運転手が本人確認を行っておりますが、ミライロIDの導入によりスマートフォンの画面で本人確認が可能となります。これにより、利用者は障害者手帳をかばん等から出し入れしたり手帳を開いたりする手間が省け、事業者にとっても確認時間の短縮が図られると考えております。現状で障害者手帳で割引サービスを受けられるかっぱ号やうしタクで導入するメリットはあると認識しております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、最後に本市のミライロID導入推進についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年6月に、障害者の本人確認等の簡素化の要請について内閣官房情報通信技術総合戦略室より依頼があり、茨城県においては県有施設での障害者割引等の際にはミライロIDを活用した本人確認を推進し、障害者手帳の提示を求めなくてもよいこととしております。

本市においても障害者割引を実施している、かっぱ号、うしタク、各公共施設を利用する際、障害者手帳に代わりミライロIDによる本人確認を認める施設等としてミライロに登録することにつきましては、利用者の利便性の向上、事業者は登録コストがかからないことなどを勘案し検討しておりますので、庁内関係各課の意見を集約し整理した上で、周知期間を含め、本年9月からの運用開始を目標に準備してまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま部長から本年9月からの運用開始を目標に準備を進めていくという御答弁を頂戴いたしましたので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして個別避難計画についてお伺いいたします。

東日本大震災の教訓といたしまして、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に関わる名簿の整備、活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者の避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

令和元年台風第19号の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

しかし、本市においては、個別避難計画を作成するところまでは至っておらず、足踏み状態であります。この足踏み状態の要因はどこにあるのか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 個別避難計画については、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」にて、避難行動要支援者名簿の作成に併せて個別避難計画の作成を進めることが望ましいとの考えが示されました。

一方、令和2年10月1日現在で個別避難計画の作成を完了している市町村が全国約10%

にとどまっている状況であり、令和3年5月に改正されました災害対策基本法第49条の14において、避難行動要支援者の個別避難計画を当該避難行動要支援者の同意を得た上で作成することが市町村の努力義務となりました。

牛久市では、現在の地域防災計画において、要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1級、2級を所持する方、療育手帳^④及びAを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、市の生活支援を受けている難病患者、「見守り台帳」に登録がある方が避難行動要支援者の対象と定めており、市内では6,211名いらっしゃいます。

一方、実効性のある個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の対象の見直しが必要であり、防災部局及び福祉部局において、避難行動要支援者名簿の見直しを進めながら、できる限り早期に個別避難計画の策定を進めてまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま市長から答弁を頂戴いたしました。避難行動要支援者が、牛久市においては6,221名いらっしゃるということで、6,221名いらっしゃれば、それぞれ皆さん、状況やその人の環境とか、いろいろなところで違ってきて、一つ一つ作成するのは非常に難しいかなとは思っております。それを今、絞って絞って絞っている状況の中で、まだそこまで至ってないということは理解させていただきました。

それでは、日本は災害大国と呼ばれるぐらい毎年のように災害が起こっています。近年では、地震だけでなく台風、豪雨、火山の噴火など多くの災害が起こる危険性を秘めております。近年の日本で起きた災害について改めて知り、いまだ支援を必要とする人のためにできることを考え、自分の身を守るための対策を行わなくてはなりません。誰一人取り残さないそのためにも、一日も早い個別避難計画の作成をお願いしたいと存じますが、御見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 個別避難計画を作成する対象者については、現状で多くの避難行動要支援者がおりますが、その中でも優先順位をつけた考え方について、庁内関係各課と協議を進めております。現状では、災害時保健活動マニュアルにおいて、災害時避難行動要支援者のうち、災害時に医療機関の案内や健康状態の確認などを優先的に行う必要性の高い状態の方を最優先要支援者として名簿を作成し、迅速に対応できるよう準備しております。具体的な最優先要支援者は、人工呼吸器や酸素吸入器使用者、透析患者などのほか、重度障害者、要介護認定者、医療的ケアが必要な方となっております。

個別避難計画の作成には、避難行動要支援者名簿に基づき、行政区長、民生委員児童委員などのほか、地域関係者との調整による避難支援者の確保、避難経路の検討が必要であり、ケアマネジャー、相談支援専門員などの福祉医療関係者等の協力も必要不可欠となります。関係機

関への依頼に向けた調整など、作成に向けての課題は多くございますが、今後はさきに答弁した避難行動要支援者名簿の見直し後、優先度の高い対象者から順次、個別避難計画の作成に取り組む予定となっております。できるだけ早期の個別避難計画の作成に向けて努めて参ります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 早期の作成に向けて努めていくと今の御答弁を頂戴いたしましたが、いつまでをめでに個別避難計画を完成させていくのかお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 先ほど御答弁いたしましたとおり、まず避難行動要支援者名簿の見直し後、優先度の高い対象者から順次、本人の同意の上、個別避難計画の作成に取り組む予定となっております。

計画の作成には、地域関係者や福祉、医療関係者の協力が不可欠である上、事前の調整や準備等に要する時間も見込めないことから、現時点ではいつまでに作成を終了するという時期を明言することはできません。できるだけ早期作成に着手していく段階ですので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 先ほども述べましたけれども、対象者が100人いらっしゃれば、それぞれの状況が違い、100通りの避難計画が必要になり、非常に大変な作業になると思っております。しかし、災害があっても、市民の方が安心して避難できるよう努めていただきたいと存じます。

そして、どんなにすばらしい個別避難計画が作成されたとしても、地域の方々とのつながりがなければ、机上の空論になってしまいます。人々のつながりを大切にしながら、地域の皆さんで助け合っていたきたい、そして安心して生活ができるよう力を尽くしていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御答弁ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、3番秋山 泉議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

午前11時37分休憩

午前11時42分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番守屋常雄議員。

〔11番守屋常雄議員登壇〕

○11番 守屋常雄 議員 皆さん、どうもこんにちは。無会派の守屋常雄でございます。自分で勝手に午後から予定していましたので、午前中ということでかなり動揺しておりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

本日は一応3問の質問を準備させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。それでは、1番目の質問に移らせていただきます。

1番目なんですけれども、神谷六丁目付近の酒類店のやまや及びスーパーカスミによく買物に行くシニアの方々からの強い要望ですが、やまや前のふれあい通り交差点にある横断歩道が、やまやに向かって右側しかなく、反対車線の歩道を歩いてやまや及びスーパーカスミなどの2件のストアに行くときは、3回横断歩道を渡らなければならないのが現状です。お年寄りには大変な行程になっているとのこと。ぜひ一日でも早く改善を図り、普通の交差点と同じく、ふれあい道路を横切る横断歩道を1か所ではなく、2か所設置してほしいという、そんなに難しいと思えない要望ですけれども、ひとつお願いしたいと思っております。これは私だけではなく、各区長はじめ、いろいろな方が要望を受けていると思っております。地域安全課の皆さんもいろいろ考えていると思いますが、主管先はあくまでも警察にありますので大変だと思いますが、現在のところの進捗状況を御説明願いたいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

神谷六丁目のやまや牛久店前の横断歩道につきましては、地域の方から要望があり、令和3年10月に牛久警察署長宛て、要望書を提出しております。横断歩道の新設は、歩行者だまりの有無や道路幅員、隣接横断歩道との距離などの物理的条件や、交通量、横断者数などの諸条件を満たす必要があるため、牛久市といたしましても可能な限り条件を整え、牛久警察署と連携を図りつつ、茨城県公安委員会の意思決定を受けられるよう継続して要望してまいります。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 丁寧な御説明ありがとうございました。

何年前かに緑ヶ丘行政区の要望で、交差点の段差の改良工事を地域安全課が中心になって行ったと思いますが、その頃から要望を受けていた案件だと思います。警察に頼む案件は、私も経験ありますが、かなり時間がかかります。しかし、必ず警察も達成できる形で動いてくれますので、時間はかかると思うのですけれども、ひとつよろしく願いしたいと思います。これはほかにもいっぱいいろんな要件あるんですけれども、特にシニア世代からの要望案件ですとあまり時間をかけるわけにいきません。

我々向台地区の社協は、青パトとか、子供の見守りとか、地域のクリーン作戦及び花いっぱい

い運動など、昔ならば御老人という人たちが今中心になっていろいろ行動しています。こちら
もやるから、市役所の方々も警察に対して強力な要望を再度お願いしたいと思います。しつこ
いようですけれども、いかがでございますか。何かあれば、よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市としまして、先ほど御答弁しましたとおり、横断歩道新設のため
の諸条件につきまして可能な限り条件を整えまして、牛久警察署と連携を図りながら、当該地
区の横断歩道設置に向け、引き続き要望を続けてまいります。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 しつこいようですけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。
やはり人生100年と言われてはいますが、70歳過ぎてしまうと結構お亡くなりになる
方なんかも多いので、大事だと思ったら、なるべく早く解決したいと思いますので、ひとつよ
ろしくお願ひいたします。

それでは2番目の質問に移ります。これは私が過去に質問した内容とラップしますが、
現在2車線の圏央道がいよいよ近いうちに4車線化が実現すると思いますが、そうなったとき
に、牛久地区のふれあい道路から直接圏央道にアクセスできるスマートインターの計画を改め
て考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

過去に出した質問に対する執行部の答えとしては、まだ先の話だが、この件は大変大事な案
件なので、勉強を怠らずにいくとの前向きな発言をいただきました。時は過ぎて、今牛久市の
4車線化が令和6年度あたりと聞いております。皆さん御存じのとおり、現在牛久と命名され
たインターは2か所ありますが、残念ながら、2か所とも牛久の冠がついていますが、牛久の
中心部から直接乗り入れるインターではありません。この状態に残念な気持ちを持っている牛
久地区の市民は多いと思います。

そこで質問に入りますが、今後、レストハウスや販売施設などを牛久の圏央道直近に造り、
スマートインターを計画する動きはあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 圏央道牛久市区間の4車線化につきましては、つく
ば牛久インターチェンジから牛久阿見インターチェンジ間は令和6年度、牛久阿見インターチ
ェンジから阿見東インターチェンジ間は令和7年度から令和8年度の開通を目指していると国
土交通省から発表されております。

圏央道4車線化に伴うスマートインターチェンジ設置につきましては、以前の一般質問でも
お答えしているとおり、市としましては牛久市の観光振興や企業誘致を図るために、設置の必
要性については理解しているところでございます。

また、国土交通省が定めているスマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱において、国内の平均インターチェンジ間隔約10キロが、欧米諸国の高速道路に比べ約2倍となっていることなどを背景に、整備を進めることとなっております。

しかしながら、つくば牛久インターから牛久阿見インター間は約6キロであることや、ふれあい通り付近は橋梁となっており、周辺も水田であるため、整備には多くの事業費が必要になると想定されます。

さらには、現在、牛久市内では、国や茨城県によってつくば牛久インターに直結する国道6号牛久土浦バイパスや牛久阿見インターへのアクセス道路である土浦稲敷線バイパス、土浦竜ヶ崎線バイパス、阿見東インターへ直結する竜ヶ崎阿見線バイパスなど圏央道へのアクセス道路の整備が進められております。これらのアクセス道路が整備されることによって、牛久市に所在及び隣接するインターへのアクセス利便性向上が期待できると考えているため、現在、牛久市におけるスマートインターチェンジ設置の計画はございませんので、御理解をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 ありがとうございます。多分そういう話になるのかなと思うのですが、やはりスマートインターというのは、考え方が異なりますけれども、何度も言いますけれども、時代の発展に合わせて変化する施設だと思います。確かに今2か所のインターが、冠がございます。そこにまた一般の道路ができるということも分かっているのですが、私が期待しているのは、茨城県、特に牛久市辺りは、まだまだ伸びる要素というのは幾らでもあると思います。その中でいろんな方々に来ていただくには、やはりインターを充実させなければいけないと思っております。あと、牛久市の農業をもっと充実させるために、自分たちで販売するところをどんどん持たなければいけないのではないかと思っております。そのためには、やはりスマートインターをつけて、要するに上だけではなくて、普通の平地からインターに乗れるとか、そういう形にすればまだまだ発展することができると思いますので、ぜひ、スマートインター、大変タイミングとかいろんな面で難しい面がいっぱいあると思うのですが、ちょっと考えておいていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

○杉森弘之 議長 今のは質問ではないのですか。

○11番 守屋常雄 議員 これは別に……。

○杉森弘之 議長 答弁は用意されているようですが。

○11番 守屋常雄 議員 そうですね。では、ぜひお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 以前にもスマートインターということで、貝塚・中根線の柏田町にという話がありました。高架なものですから、あそこにインターを造ると約40億円近くかかります。40億円というと、ひたち野中学校を造るのにかかったぐらいのお金が牛久市単独で、恐らく補助もないのかなということで、ですからそういう状況で費用対効果、そして道の駅といっても、あそこに道の駅造るといってもどこに造るのかなということで、高所なものですから、普通スマートインターの道の駅というと大体平面で、そういうところなので、そういう条件的なものはどうなのかなということで、それを造るとなると非常にコストもかかってしまうということもございます。ですから、そういう地域性、それからコスト性を見たとき、今はちょっと安易に答えることはできません。いろんな状況の変化によって、そうなるときもあるかもしれませんが、現時点では、かなりの頻度において、ちょっと今の財政状況とかを考えると、はっきり言って難しいのかなというのが私の正直な気持ちでございます。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 市長、どうもありがとうございました。私も同じように、自分の私見ですけれども、かなり状況は難しいと思いますけれども、ただ私たちが死んだ後かも分からないけれども、やはり状況はどんどん変わると思うのですよね。そのときのために勉強だけはしておいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の最後の質問をさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、牛久市には関東ローム層を利用して、土塁を巡らせて造るのが中世からのお城の1つだと思うのですけれども、牛久市にはそういう形で造ったお城が全部で7つあります。ほとんどは北条氏の出城として活躍したお城で、無論実践に使われたお城もあります。しかも、近年、若者に土塁のあるお城が非常に人気を博してしまっていて、私としてはせっかく7つも土塁のお城があるんですから、この部分をほっとくことはできないなということで、それでちょっと質問するんですけれども、地元牛久で御商売に励んでいる市民のためにも、牛久城を中心にした、具体的には上町とか城中地区の歴史的な小さな施設ですね。そういうものを取り込んで、何といっても牛久沼を中心にして、一日、観光客に楽しくまちを回ってもらって、このまちの雰囲気を楽しんでもらい、さらに今ここに来て、個人で商売ということで、おいしい料理を出すところとか、あと買物などをするとところもたくさん出てきておりますので、そういう形でこの城ブーム、それからあといろんな若い方がどんどん商売やるという中で、やはり少しいろいろ考えていけば、もうちょっといろいろ考え方あると思うのですけれども、この件について、もしもあれば、市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市の最上位計画、牛久市第4次総合計画第1期基本計画第3章第5節「市民も市外の人も楽しめるにぎわいのあるまちづくり」の施策の展開方向である、地域の観光資源を磨き上げ活用する、及び観光客に訪れてもらう仕組みをつくるにおいて、牛久沼周辺の歴史や文化、自然について取り上げているとおり、牛久沼周辺の文化財が貴重な観光資源であることは認識しております。

牛久沼周辺の観光、文化の拠点として、昨年、一般公開を開始いたしました牛久市住井すゑ文学館は、周辺を散策する方にも日頃から気軽に訪れていただけるよう、敷地内の庭やトイレ、多目的ギャラリーである抱樸舎など、展示棟以外は無料で開放しております。抱樸舎内のモニターでは、周辺の見どころや文化遺産を映像で紹介したり、牛久沼側の樹木は枝伐採を行い、ベンチを置くなど、四季折々の牛久沼の眺望を楽しんでいただけるように整備いたしました。また、今年度は社会福祉協議会や生涯学習課の土曜かつば塾事業と連携し、文学館を起点に、かつばの小径や観光アヤマ園を巡り、小川芋銭記念館「雲魚亭」など、周辺の文化遺産を解説しながら散策するイベントなども企画し、既に一部実施を始めたところです。

今後につきましては、牛久沼周辺の文化遺産に関する紹介動画の制作と公開をはじめ、開館1周年を記念したイベントといたしまして、抱樸舎における企画展示や特別上映会などを企画し、さらなる集客に努めていきたいと考えております。

さらに、住井すゑ文学館においては、市観光協会発行の牛久市観光ガイドブック「牛久日和+」をはじめ、各種観光情報誌、パンフレットを配置することで、市内の飲食店などにも観光客を誘導できるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 ありがとうございます。

最後に、これから私の私見なのでお答えは結構ですが、ちょっと話させてくださいなのですが、私の情報が古いのかもしれませんが、私のすぐそばに集合住宅を買った方がシェアハウスを造り、若い方々が店子になって地域の住民になってくれました。空家対策課ができた頃から、東みどり野近辺の空き家や空き地にぽつぽつ建て売り住宅が建ち出し、今では数十件建設されたと思います。空家対策課が非常に頑張った結果もあると思います。おかげさまで、この頃うちのほうも子供の数も増えて、長らく途絶えていた子供の声も聞かれ出してきました。

牛久市の旧市街は、生活するためのスーパーも含めて生活に便利な施設が多くあり、不便な地域や便利に見える繁華街より、よほど住むためには合理的な地域だと思います。観光をベースにして、この地をふるさとと捉えた若者の移住も考えられると思います。大開発も必要と思

いますが、地味な発想も必要ときになったのではないのでしょうか。こんなことをつぶやきながら、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で11番守屋常雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時18分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番守屋常雄議員が都合により退席されました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 無党派の柳井哲也です。大きく2つの課題について質問させていただきます。よろしくをお願いします。

第1番目、行政区加入のための促進策について。

行政区の運営は自治になっているため、牛久市がこの運営に直接介入することはできませんが、自治会として理想的な運営がされていることは大歓迎だと思います。市内の全ての行政区がスムーズに運営されることが、市民の幸せにつながるからです。

ただ、現実には共働き家庭で子育てに忙しいので、行政区の役員を引き受けたり、各種行事に出席したりができそうにないので、行政区に入りたくない、そういう人がいる一方、高齢になってしまい体調も思わしくないで、今までのように班長引き受けなどのお付き合いができないので、行政区から抜きたいという方もいるのではないかと思います。ただ、行政区を抜けてしまいますと、防災活動をはじめ、様々な場面で差し障りが出てきてしまうため、住民全てが行政区に入っていることは、住みよい地域づくりには非常に大切なことと考えます。

牛久市が行政区の運営自体に介入することなく、なおかつ運営が理想的な形で運ばれるよう支援していけないものか、そのような思いを持って質問してまいります。

1番目、市内行政区、現在64あるかと思うのですが、その加入状況について、現況と傾向についてお示しいただけたらと思います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 お答えいたします。

市内行政区の加入状況ですが、令和3年度の市内全体の加入率は66.2%となっております。加入率の高い行政区では90%を超えておりますが、加入率の低い行政区では20%とな

っております。加入率の低い要因といたしましては、大規模マンションなどに転入してくる方は、マンションに管理組合があり、組合に加入していることが、行政区未加入の要因と考えられ、今後もこの傾向は続くと考えられます。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 結構、加入状況というのは、その地域地域の特徴がありますので、随分違いがあるなと思っております。

では、2番目の行政区を抜ける、または入らない人がいる場合、その理由について、ちょっと今ありましたけれども、もう一度分かる範囲内で結構ですのでお願いします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 答えいたします。

行政区を抜ける理由ということですが、区長にお伺いしますと、抜ける方は少なく、牛久市へ転入された方が初めから入らないことが多いとの回答が多く聞かれます。

行政区から抜けたり加入しない理由といたしましては、加入するメリットが感じられない、地域とのつながりの必要性を感じていない、区費が負担である、役員が回ってくるのが負担であるなどと思われます。しかしながら、区長に伺いますと、行政区によっては区費であれば個々の世帯の実情に合わせて、母子家庭や高齢者世帯には区費の一部を免除する規定があったり、班長等の役員についても、高齢単身世帯等を免除するなどの対応をしている行政区もあり、実情に合わせた配慮をしているとのことでした。また、近所の人たちや友人など、高齢者同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決する互助の活動などが行政区加入のメリットと認識しているとのことでした。

そうした行政区の取組が区民に知られていないことが、行政区未加入要因の1つであると考えられますので、市と行政区が協力しながら各行政区の取組についての周知に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 何となく予想できるような答弁だったと思います。行政区に入っていない人は、メリットがないから入らないと思って、抜けている人は、ずっと生活していると、やっぱりデメリットが感じられるという、そういう繰り返しがあるのではないのかなど思ったりしています。理由については理解しました。

3番目の加入率を上げるための支援策、現在もいろいろやっているとは思いますが、それも含めまして何かありましたらお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 行政区の加入率を上げるための支援策につきましては、広報紙等、また行

政区加入促進のPR、転入者同意の上、個人情報を区長に提供しながら、転入者の把握をしていただき、加入促進に役立てていただくこと、また不動産業者や宅地開発業者等に行政区への加入促進などをお願いしながら、入居者に配付していただくなどの支援策を継続して実施しております。

また、水戸市や神栖市などでは地域ポイントカードを行政区加入者に配付することによりポイントによるサービスを受けられることを加入のメリットとするような加入促進の取組を開始しております。そうした他自治体の今後の動向を注視したいと思います。

昨日、実はまちづくり委員会の方からちょっと訪問を受けまして、お話しして、こういう行政区に加盟する人も少なくなっていますし、またPTA、それから様々な団体に関する加入者が非常に少ない。子供会とかそういうことで少なくなってしまうという話をしました。そういうところで、これから行政としてどのような対応をなされるかということをちょっとお話ししました。

その一環として様々な、先ほど午前中に答えましたけれども、消防とか、そのような各団体の人を集めて、これからの牛久市のまちづくりのシンポジウムというか、何かそういう講演会を年に1回程度開きまして、そういうことに明るい著名な方を招きながら、そしてそういう団体の方にも活性化するためのいろんな様々な情報を提供することも、間接的にはありますけれども、加入促進できるのかなという話をしました。そのようなことを講じながら、行政区、または様々な団体の方に、いろんな行事に積極的に参加していただくまちづくり、そしてそういう啓蒙をこれからも発信していきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。いろいろと考えてくださっているところであります。

人というのは、生まれながらにして社会的存在と言われます。助け合いをしながら生きていくものだという事なんですが、近年コロナ禍の影響が非常に大きく、みんなが集まって楽しむことや、助け合いの機会が以前と比べて少なくなっているように思います。住みやすい牛久市とは、行政区内の日々の生活が快適であることが基本です。区費をできるだけ低額にできるよう、行政区や防災組織への支援策をぜひ今後もお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、大きい2番目の元気農園の拡大策について質問いたします。

まず1番目、元気農園利用の現状についてであります。私の知っている家庭菜園では、大分高齢になったのでやめたいという人もあり、次にやる人がいないところは草が伸び切っているところもあります。他方、牛久市の定年退職者は年々増え続けているはずであります。市が進

めている元気農園、この現状はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 元気農園は、農業者以外の市民が自然に触れ合うとともに、農業への理解を深めることを目的に、平成17年に最初の元気農園を開設し、現在、市内に9つの農園、345区画が開設されております。民間の貸し農園では空き区画が増えているとお聞きしますが、元気農園は行政区単位、もしくは利用者で管理団体を設立し運営しており、いずれの農園もやめる方と始めたい方のバランスがよく、ほぼ利用者が決まっている状況となっております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ほぼうまくいっているというような答弁でした。

2番目の質問に移りたいと思います。家庭菜園は、超高齢社会への受皿対策として、またウィズコロナ社会に最も適したものと考えられますが、市の見解はどのようになっているか、よろしくお願ひします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 家庭菜園は、作物の栽培に興味を持った誰もが作物の種類や品種、栽培手法にとらわれることなく、手軽に始められることが最大のメリットです。特にここ数年は、コロナ禍の影響でおうち御飯が増えたことにより、食べる食材にも興味を持ち、自分で野菜を栽培する人が増えてくるなど、食に対する考え方にも変化が出てきている状況です。

牛久市では、ここ数年、若い世代で家庭菜園に興味を持つ人が増えており、元気農園の利用者も、以前のように高齢者に限ったものではなく、若い利用者も増えてきております。今後も年齢に関係なく、家庭菜園を楽しみながら、生きがいとして継続利用していただけるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 私は高齢者に絞って質問しましたがけれども、確かに若い人、結構たくさんやっています。特にコロナ禍の影響で、みんなで一緒にイベントとか何かできなくなったということで、家庭菜園に向いている人も、随分向かっている人も多くなったのではないかと考えております。これまで以上に強力に推進してほしいと常々思っているのですけれども、うまくいっているということで、次の質問に移りたいと思います。

3番目、食料自給率。2020年度の食料自給率が37%と報道がよくされていますけれども、食料の多くを海外に依存している日本の食料安全保障、家庭菜園というのは、これに大きく、国民がどのぐらいやっているのか分かりませんが、寄せ集めますと、貢献しているのではないかと思います。さらに、有機野菜を作って、これを食べて生活していくということは、心

身ともに健康に保つために極めて有効であると考えます。牛久市が音頭を取って、交換会などの楽しいイベント、そういうものはできないものかなと思ったりするのですが、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 元気農園では、現在のところコロナ禍の影響もあり、イベント等を実施している農園はありませんが、コロナ禍以前は各農園で利用者が栽培した作物を持ち寄り、収穫祭を実施するなど、農園によっては定期的にイベントの開催をしておりました。今後、コロナ禍が落ち着けば、以前のようにイベントが各農園で再開されると考えております。

今後も各運営団体の中で協議し、利用者の意見を反映した運営をしてもらいたいと考えております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。ほぼうまくいっているということで安心しております。私、質問前にはちょっと実際は足りないんじゃないかと思っていたりしたのですが、ほぼうまくいってるように感じております。

コロナの影響が非常にあって、随分私たちの生活の仕方が変わりました。外に出て汗を流す、そういうことでは、人と接することなくできるのは家庭菜園かなと思って質問した次第であります。今後ともこういう家庭菜園などに支援をいただけますよう、お願い申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で18番柳井哲也議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時45分といたします。

午後1時38分休憩

午後1時48分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に6番池辺己実夫議員。

〔6番池辺己実夫議員登壇〕

○6番 池辺己実夫 議員 改めまして、こんにちは。新政会の池辺己実夫です。いつもどおりしっかりと質問していきますので、答弁もよろしく願いいたします。

私は、牛久市の生涯学習と文化芸術につきましては、これまでも複数回にわたり一般質問してまいりました。根本洋治市長が進めようとしているスポーツや文化振興による潤いのある牛久のまちづくりについては、私も大賛成であり、スポーツや文化の振興はまちの活性剤になる

と思います。そのような中で、今回は牛久シャトーのこれまでの活動と今後の展望について、これのみについて一般質問いたします。

皆様御存じのとおり、私たちのまち牛久市のシンボル、たくさんシンボルありますけれども、その中の1つでもある牛久シャトーは、2020年、令和2年6月に日本遺産としての認定を受けました。しかしながら、認定までの道のりは本当に険しく、3度目のチャレンジで認定を受けたことは、担当部局の皆様の並々ならぬ努力の結晶と、改めて敬意と感謝を表すものがあります。

さて、日本遺産としての牛久シャトーについてですが、これまでの議会での議論では、コロナ禍における牛久シャトー株式会社の支援についての議論が、その中心であったように思います。お金のことですね。そこで今回の質問では、牛久シャトー株式会社の経営の問題とは切り離して、牛久市として今後、文化財としての日本遺産牛久シャトーをどのように保存し、どのように活用していくのかについて、幾つか質問させていただきます。

そこで、まず最初の質問は、牛久シャトーが日本遺産としての認定を受けて以降、これまでの活動についてであります。先ほども申し上げましたとおり、牛久シャトーは令和2年6月に日本遺産の認定を受けました。前年の令和元年度までに既に83件の日本遺産認定があり、牛久市と山梨県甲州市との2市、シリアル型の連携による日本ワイン140年史としての認定は、86番目の認定であったと伺っています。

牛久市のホームページで確認したところ、日本遺産の趣旨は、地域に点在する有形無形の文化財をパッケージング化して、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する仕組みであり、歴史的魅力にあふれた文化財を地域主体で総合的に整備活用し、日本、いや世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものと記載されています。牛久市の魅力を国内外に発信し、交流促進等による地域の活性化を図ることが、その目的であると思いますが、日本遺産認定からこの6月で何とちょうど丸2年が過ぎました。日本遺産として、牛久シャトーの活動は、甲州市との連携の下、ワイン文化日本遺産協議会が中心となって、市長は会長ですから、実施してきたものと思います。最初に、確認の意味を込めて、これまでどのような活動を進めてきたのか具体的に伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年6月に日本遺産の認定を受けました牛久シャトーでございますが、当初1年目につきましては、ワイン文化日本遺産協議会の活動を中心として、日本語、英語、中国語のパンフレット作成など、認定ストーリーを広く周知すること、こちらに重点を置いて実施してまいりました。

そして、日本遺産認定2年目となる令和3年度の取組といたしましては、AR（拡張現実）技術を導入し、施設内に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取ることにより、古写真の神谷傳兵衛自身が牛久シャトーや自身の歴史を解説する設備、また、古地図を基に牛久シャトーの変遷を学ぶことができるジオラマなどを神谷傳兵衛記念館の2階へ設置し、観光客の満足度向上に努めてまいりました。

また、専用ホームページの英語、中国語への多言語化や、オンラインでのガイド育成講座を実施したほか、昨年11月に甲州市で開催された認定1周年記念シンポジウムでは、辰巳琢郎氏をゲストに招き、講演会やパネルディスカッションを行うなど、日本遺産の周知活動に努めました。

しかしながら、牛久市において昨年2月に開催予定しておりました牛久シャトーフェスタは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催延期を余儀なくされ、牛久市での日本遺産の周知活動の必要性を強く感じているところです。

一方で、昨年度は新たに観光庁の補助金の採択を受けることができたことにより、牛久市、甲州市の日本遺産をテーマとした新たな旅行商品の企画造成のほか、牛久シャトー株式会社と協議会の共同開発により「牛久葡萄酒Merlot2021」や「うしくあわいろ紫滴」など、日本遺産ストーリーを体感、共感するための新商品開発事業を開始いたしました。

さらに、日本遺産認定後は次世代を担う市内の子供たちに対して、日本遺産や牛久シャトーの歴史を学ぶ取組を積極的に進めております。具体的には、総合的な学習の時間を活用し、これまで牛久第一中学校、牛久第二小学校、ひたち野うしく小学校、向台小学校などが、牛久シャトーの現地見学やリモート授業などを通じて学び合いを実施しております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 私も昨年11月に甲州市で開かれたワインフェスタに、勝沼ぶどうの丘でしたっけ、ぶどう郷駅かな、あそこまで電車で行って、同僚議員の守屋議員と2人で参加してきました。

そのときにすごい感じたんですけども、本当に申し訳ないんですけども、ここにたくさん議員を後ろに従えているんですけども、本当はみんなで行ってみたいのです、そういったところに。もちろん山梨だから行けなかったとか、そういうのがいろいろあるかも分からないですけども、やっぱり日本遺産を持っていて、熱さが違うというか、気持ちの入り方が、何か口ばかりで応援しているんだとかではなくて、行動でやっぱり示してもらえるようにしてほしいし、逆に私は議員ばかりではなくて、執行部の人も例えば行ってもらって、そういうのを盛り上げるというか、ですから今回のワインフェスタを中心にして、この先どういうふうに企画していくのか、これから聞こうかなと思っているんですけども、やっぱりそういっ

たものはすごい大事なことだと思うし、向こうに行つてすごい感じたのは、地元開催ということもあるかも分からないですけども、地元の人たちもたくさん参加していたように思いました。それは多分守屋議員も同様に感じたのではないかと思います。

私は、毎回この牛久シャトーのことになると思い入れが強いから、口調的に強い言葉になってしまいますけれども、市として応援していこうと決めた以上は、今回お金のことは私は言いませんけれども、その姿勢ですよ。こういった形で盛り上げていくんだという、そういったものを今日は教えていただきたいなと思って今回質問しています。

質問を続けます。牛久市では、牛久シャトー日本遺産フェスタは、当初、令和4年2月に開催を計画したと思います。しかしながら、第6波のオミクロン株の拡大を受けて開催が延期されたと認識しています。その延期されている牛久シャトー日本遺産フェスタは、令和4年8月に開催を予定していると聞いていますが、その詳細について、今後の予定を伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

当初、令和4年2月に開催を計画しておりました牛久シャトーフェスタは、文化庁の国庫補助事業として実施し、共同で事業を実施している甲州市のほか、県内の日本遺産認定自治体である水戸市、笠間市や、牛久シャトー創業者である神谷傳兵衛の生誕の地である愛知県西尾市などとも連携し、日本遺産認定地域内外に広く認定ストーリーや構成文化財、日本ワインの歴史や文化を周知することを目的として、8月下旬の開催に向けて準備を進めているところです。

イベントの内容といたしましては、関連自治体の首長や関係者をお招きした記念式典のほか、参加自治体による日本遺産PRブース出展、敷地内においては、地元ぶどう園通り商店会や市内各種団体によるテント販売、牛久第一中学校との協働事業である牛久ホワイトマルシェの開催、市と協定を締結している茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツや、この秋、牛久市でイースタンリーグの開催を予定している北海道日本ハムファイターズなどのプロスポーツチームによる出展など、大人から子供まで3世代で楽しめる内容となっております。

日本遺産フェスタ開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施し、市民はもちろん、市外、県外の皆様にも牛久シャトーと日本遺産について親しみを持っていただき、牛久シャトーのにぎわいを取り戻す一助になるものと考えております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 今の日本ハムファイターズとか、アストロプラネッツとか、バスケットのロボッツでしたっけ、それを呼ぶとか今伺ったんですけども、これ聞いてなかったものであれなんですけれども、例えば今3世代が親しめるとか、そういう形でやると言ったんですけども、今までそういうことは1回もやったことないのですか。それとも自分が勉強不足

で知らないのか。あと、プラス、そのときにどういったことをやっていくのかというのをちょっと、これ通告していないから、分かる範囲で教えてもらえれば、お願いします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

これまでこういったプロスポーツ団体と、3世代にわたってといますか、今回来ていただく茨城ロボッツ、それから、茨城アストロプラネッツ、こちらにつきましては、この令和4年4月、5月にそれぞれ協定を締結したばかりでございます。日本ハムファイターズにおきましては、県南西7市で構成しているプラットフォームを通じて協力していただくというを行っております。昨年度、子供たちを対象にしたものなのですけれども、放課後PLAYパークというスポーツを使った体験型プログラムというのを、中根小学校の児童クラブを対象に行ったのですけれども、そちらに日本ハムファイターズのアカデミーに御協力いただきまして、野球を使った体験型プログラムなどを実施してまいりました。茨城ロボッツにつきましては、この4月と5月にチアダンスの体験会、こういったものも実施していただいております。いずれも参加した子供たちからは大変好評であったと聞いているところでございます。

それ以外、上の世代につきましては、今後団体などに協力していただけることがあろうかと思っておりますので、うまくお話をさせていただいて協力しながらやっていきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 次長、勉強不足でいろいろ教えてもらってありがとうございます。野球の体験型というのは、私は野球というのは草野球ぐらいしか経験ないので分からないのですけれども、投げたり、打ったり、そういうのをプロの選手たちと一緒にやるような、そういう形ですか。きっと相当喜んでいただけるんじゃないかと、それを聞いただけでも、それはやっぱりそういったプロスポーツと締結したからこそできることだと思うので、ますますそういったことはやっていただきたいなど、これは逆にもうお願いみたいになります。

それでは、最後に今後の日本遺産としての牛久シャトーを活用した施策の展開について伺います。日本遺産の目的である地域活性化については、文化庁でも厳しい審査が行われています。文化庁のホームページを確認したところ、平成27年度に認定された日本遺産18件のうち、4件については再審査することとし、今年の秋以降に再々審査をするような形の記事も出ています。国としては、日本遺産を活用した地域活性化について認定した内容のそのもの、活動を審査、評価しているわけです。数年後のことではありまじょうが、牛久市が甲州市と共にシリアル型で認定を受けた日本ワイン140年史についても、その審査対象となるものと思います。

そこで、最後の質問です。これまでの活動を踏まえ、今後の牛久シャトーの保存と活用をどのように考えているのか伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 文化庁は認定から6年間が経過した地域について、総括評価、継続審査を実施する仕組みを導入いたしました。牛久市においても、令和8年度には活動内容評価を受ける予定でございます。

牛久市における日本遺産認定で大きなウエートを占める牛久シャトーでございますが、牛久シャトーの重要文化財建造物や各種ワイン醸造関連資料がなければ、日本遺産の認定ができるものではございませんでした。そのために、これまで実施してきた日本遺産事業についても、必要に応じて所有者であるオエノンホールディングス株式会社と協議を行い、了解を得ながら実施してまいりました。

また、神谷傳兵衛の没後100年に当たる今年、神谷傳兵衛の出生地である愛知県西尾市で神谷傳兵衛展が開催されました。牛久市でも資料提供などを行い協力いたしました。ここで、神谷傳兵衛に由来する神谷という地名が、全国でも牛久市にのみ残されているなど紹介されました。さらに、オープニングセレモニーにおいては私も参加し、そして西尾市長、副市長、教育長との面会では、神谷傳兵衛、牛久シャトーを題材に、両市の学校交流事業を端緒に交流を深めていくことで合意したところでございます。

文化財保護法第3号3条には、政府及び地方公共団体の義務として、「地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到な注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」とあります。

現在、牛久シャトーの重要文化財建造物は、オエノンホールディングス株式会社から牛久市が賃借しておりますが、文化財保護法第32条の2に基づき、所有者であるオエノンホールディングス株式会社同意の下、文化庁から牛久市が管理団体として指定されております。

平成31年4月に改正された文化財保護法により、国は文化財について、これまでの保存重視から保存と活用に大きく方針を転換しました。文化財を次世代へ継承していくためには、地域社会が総がかりで取り組む必要があるとの方針が示されました。

牛久シャトーは、経済産業省から近代化産業遺産に、文化庁からは国指定重要文化財に指定され、かつ日本遺産の構成文化財として認定されており、文字どおり国の宝と言える施設でございます。その牛久シャトーがあるからこそ、先ほど西尾市の事例にあるように、新たな交流も生まれて、今後日本遺産事業並びに重要文化財建造物やワイン醸造資料の保存活用をこれまで以上に円滑に進めていくためにも、所有者であるオエノンホールディングス株式会社とどのような方向性が望ましいのかについて、引き続き協議を重ねてまいりたい。

私も先月、西尾市、それから刈谷市というのがあります。刈谷市はその隣にあるのですが、

なぜ刈谷市というと、神谷傳兵衛さんが様々な事業において、刈谷市がいろんな鉄道とかの起点になったということで、刈谷市の市長にも会いました。刈谷市という、その字も牛久市には刈谷町とございます。全く同じでございます。非常にそういうものがあって、本当に縁が深いのかなと思いました。あちらにしても、僕はちょっと感じるどころ、神谷傳兵衛さんにしても、西尾市にしても、刈谷市にしても、牛久市で思う温度差がちょっと違うなと思いますが、ただ私が西尾市に3年前に伺ったときより大分変わりました。私たちの牛久シャトーを思う気持ち、そしてこのように今年、神谷傳兵衛さんを研究しようという方が増えています。また、それを題材にした斎藤吾朗さんという画家の方がおります。これは、世界でも有名なモナリザの模写を許された唯一の日本人であります。そういう方、そして渋沢栄一氏と並び称される神谷傳兵衛氏の事業に対して、刈谷市においてもこれから大きな研究をしていこう、そういう話を愛知県の大村知事とも私は面会してお話する機会がございました。

そのように、シャトー、神谷傳兵衛さんを通じて、そして牛久を通して、北海道にもそういう神谷傳兵衛のいろんな事業がございます。それらもこれから調査しまして、そして大きな教育の輪にあり、要するにそういう日本の文化、まさしく牛久の文化を子供たちに学んでほしい、そういうものをつくれることが、まさしく日本遺産でありながら、そして神谷傳兵衛さんの事業をしっかりと継承する一助になるかと思っております。

その中で、これからは私は、牛久シャトー、そして神谷傳兵衛さんについても、西尾市、刈谷市、そして甲州市と、そして日本遺産と連携しながら、そういうまちと共にこれからその継承にしっかり立ち向かっていきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 市長、ありがとうございます。本当に市長の熱い思いも、本当にそこは私も一緒だなと思って、温度差が違うというのはすごい思うところと、あとこれは本当に自分のあれで、こういうことをここで言っているのかどうか分からないですけども、自分の後輩が北頭で日本ワインを扱っているのですけれども、その方は年商で、7人の従業員で3億5,000万円ぐらい売っているのですけれども、その従業員をこの間一緒に連れてきてもらって、牛久シャトーを見学していただいたときに、日本の中でこういう形の樽の上が開くような荷台を見せたときに、ここから出すような形のものを全部見ていただいたときに、ここはふだんは本当は見せないほうがいいぐらい大事なところだと言っていました。例えば人がばんばん歩いて、風化したりして、でも牛久市の場合はこれを見せているんだということを言ったら、もうそれだけですごい価値で、本来だったら何年かに1回開けますよみたいな形で見せなきゃいけないぐらいすごいところだと言っていました。

ですから、私は確かによく市民の方からも、借りているものに金入れてどうするんだと、ち

よっとお金の話するつもりなかったんですけども、ただ私はその方たちと話すときにいつも言うのは、アパートとかマンションとか、これちょっと言い方変ですけども、自分で例えばお金を出して借りたりするじゃないですか。そこは例えば自分が住みやすいようにきれいにしたり、住みやすい環境をつくったりするじゃないですか。

今のシャトーを見ていると、正直悲しくなっちゃうぐらい鬱蒼としているというか、もちろんお金がないからその部分できないと言ったらそうなんですけど、牛久市のシンボルですよ。それが、入り口のところの草が鬱蒼としていたり、そういうのって自分の感覚からいったら変なんじゃないかと思うのです。皆さん、マンションとかアパート借りてどうですかね。議員なんか、そんな感じなんですかね。だから、ここにいる方みんなどういうふうと思うのか分からないですけども、そういったところもやっぱり市としても、議会としても、考えなければいけないところなのではないかと私は思います。

だって、千葉に神谷傳兵衛さんの近いところで別荘あるの、皆さん多分知っていらっしゃると思うんですけども、そこだってすごいきれいにしていますよ。行かれればびっくりしますよ。だから、日本遺産、せっかく本当に、最初に俺敬意を表するぐらい感謝してると言いましたよね。そうしたら、やっぱりきれいにして皆さん迎えられるようにしましょうよ。だからその方法的にはどういうふうにしたらいいのか、私もこの場でまだちょっと別の質問なので、また別の機会に、いろいろお金を集める方法というのは、私は私なりに考えていることがあるので、またそういったのは別の機会に質問させていただきますが、もう少し真剣に考えていったほうがいいと思います。

その部分を、市民のため、国のため、日本遺産をもらって、私、今日これ持ってきて心配だったのは、先ほど4件見直すとなりましたよね。これ、分かりますよね。六根清浄とか、島根県のね、例えば信長公のおもてなしとか、岐阜県とか、4種類ぐらいあるじゃないですか。そういったところを、これは2021年8月のやつを出して、再審査やったら取りあえず大丈夫になったんです。再審査して、2022年1月14日のこれに書いてあるのには大丈夫になったんです。でも、これは条件付で大丈夫で、また審査されるのです。そういうふうに、どこも厳しい中で日本遺産取って、このバッチ、私は胸張ってつけていますけど、せっかくもらったんです、この冠を。返したくないでしょう。だから、これはやっぱり真剣にもう少し考えるべきだということを、これは全然答弁とか、私の勝手な意見なので言わせていただいて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で6番池辺己実夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時33分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 先ほど、池辺議員の一般質問に答弁する形の中で、牛久シャトーフェスタの当初の開催予定時期につきまして、昨年2月と答弁してしまいました。正しくは、本年、今年の2月開催予定だったものでございます。

以上、訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番山本伸子議員。

〔10番山本伸子議員登壇〕

○10番 山本伸子 議員 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。本日最後の登壇となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、今回3つ大きな質問をさせていただきます。

まず、最初の1番目です。「高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施」が目指すものとして、伺ってまいります。まず、この一体的な実施となった背景と、あと市の今の現状と、そしてその課題について伺ってまいります。

牛久市第4次総合計画では、高齢者が個々の意欲や能力に応じて活躍できる地域、全ての市民が安心して生涯を過ごすことのできる地域づくりを進めるとうたっています。少子高齢化が進み、高齢化率が上昇しており、また独り暮らしの高齢者も大きく増加していることや、介護保険事業における要支援・要介護認定者数が増加し社会保障費用も増加していることが、牛久市の現状として書かれております。その上で、高齢者が身体能力や認知機能の低下を抑えながら、地域で自立した生活を送るためには、介護予防と生活習慣病等の疾病予防、重症化予防を一体的に進めていくことが重要とも書かれております。

令和4年度予算の中で、この事業が拡充され展開されていくことが、3月1日付発行の広報紙にも載っていました。そして、今年度から地域の通いの場としてのかっぱつ体操やシルバーリハビリ体操が健康づくり推進課から医療年金課に担当が代わったということで、関係者の方から戸惑う声も聞かれました。

そこでまず、介護予防と保健事業が一体的な実施となった背景や担当課が変更となった経緯についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 市民への健康増進に向けての取組は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度より特定健診・特定保健指導を実施し、40歳以上を対象とした生活習慣病予防事業を行ってまいりました。しかし、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年には、国の将来推計によると、65歳以上の人口割合は30%、65歳以上に占める75歳以上の割合は60%となり、新たな健康課題への対応が求められております。

それらの課題に対応すべく、国は令和元年6月に同法律を一部改正し、介護予防、フレイル対策等の取組が効果的に実施されるよう、保健事業と介護予防を一体的に実施することを規定しました。また、茨城県後期高齢者医療広域連合は、令和元年度に第3次広域計画を見直し、市町村が行う事務として、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な事業実施を位置づけました。これを受け、牛久市では、令和3年4月1日付で茨城県広域連合と業務委託契約を締結しております。

これまでもフレイル予防を含む各種介護予防事業や生活習慣病重症化予防への取組は、健康づくり推進課において実施してまいりました。今回、保健事業と介護予防の一体的な事業を小学校区単位で全地区に展開する検討の中で、医療年金課で管理している後期高齢者と国民健康保険加入者の医療データ、健診データの活用や、茨城県広域連合の財政活用により、高齢者への健康づくりに対し、さらに充実した支援が展開できると考え、担当課の変更となりました。実施担当者として、保健師、看護師、管理栄養士を配置し、また関係各課が連携し、実施してまいります。

急な担当課の変更により、市民や関係団体の皆様には戸惑われることもあったかと思いますが、広報紙や市ホームページでのお知らせだけでなく、関係団体の会合に個別に出向き、変更について直接説明させていただいております。

今後も十分な周知に努め、高齢者に対する、より丁寧な個別的支援、通いの場への積極的な関与に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、現在の牛久市の現状と課題について伺ってまいります。

まず初めに、介護予防事業の現状と課題について、高齢化率や介護認定率の推移、また介護予防事業の参加率ですね。そして、65歳から75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の状況などの分析から具体的にお示しください。

また、健康な状態から要介護に移行する間の虚弱な状態をいうフレイル、このフレイルを予防することが、健康寿命を延ばすことにつながる重要な取組です。健康寿命と平均寿命の差をなるべく小さくすること、つまり健康寿命を延ばすことが大切なこととなります。この差とい

うのは、牛久市ではどのようになっておりますでしょうか。

そして、市でもフレイル調査を小学校区ごとに行ったということを伺っておりますが、その結果、フレイルに該当する人はどれほどだったのか、その調査の結果と結果を受けての対応についても伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 牛久市の現状ですが、高齢化率は平成28年までは毎年およそ1%ずつ増加してきましたが、平成30年度以降は伸びが鈍化し、令和4年5月2日現在29.75%、令和3年10月1日現在の県の暫定値30.4%と比べ、0.65ポイント少ない状況です。

要介護認定率も高齢化に伴い、前期高齢者、後期高齢者ともに年々上昇しておりますが、令和4年2月末現在、13.07%で、認定率の低さは県内6位となっております。

また、平成27年度国勢調査における市の平均寿命は、男性81.4歳で県内第1位、女性87歳で県内第3位となっております。

また、県が介護保険認定統計数値から65歳以上を5歳刻みの年齢層に分類し、健康で過ごせると期待される期間を測定した平成31年の障害調整健康余命、いわゆる健康余命では、男性65歳から84歳までの年齢層で県内第1位、女性は65歳から94歳までの全ての年齢層で県内10位以内となっております。これらの統計情報から、牛久市の高齢者は健康で元気な方が多い現状であると考えております。

これらの結果は、市が平成16年からうしくかっぱ体操普及員の養成や、平成18年から各行政区での介護予防教室の実施など、介護予防に対する早期からの積極的な介入も1つの要因であると考えます。しかし、令和3年度の介護予防事業の参加率は、新型コロナの影響により減少しています。地域での体操教室では、令和元年度開催数2,918回、参加人数4万2,442人のところ、令和3年度は1,558回、1万7,115人と大きく減少しております。今後も感染予防対策を講じた上での教室開催が続きますが、多くの方の参加をどのように進めていくか、地域ごとの状況に合わせ検討してまいります。

次に、フレイル調査ですが、令和3年度は3小学校区、向台小、ひたち野うしく小、牛久第二小学校区の対象者7,474人に実施し、回答率は68.1%の5,090人でした。調査の結果、判明した介護予防ハイリスク者は、フレイル該当者が811人、15.9%、認知機能低下の該当者が589人、11.6%、口腔機能低下の該当者が1,441人、28.3%でした。これらの結果と民生委員からの情報を基に支援対象者を絞り込み、485人の方に対し、503回の電話や訪問による保健指導や支援を行っております。

これまでの取組における事業効果は、地域ボランティアの活発な活動が継続されていること

や、他市町村に比べ男性の地域参加が多いなど実を結んでいる状況ではありますが、さらに次のステップとして、介護予防と保健事業の一体的な取組により、市民の皆様が生涯にわたり生き生きと過ごせるよう、職員一同、一層尽力してまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 皆さん、男性も女性も牛久市の方たちは元気で長寿だということが分かりました。

今、フレイル調査が3つの小学校区で行われたということですが、その他の地区においては今後どういうふうに行われていくのかということ、ちょっとスケジュールというのですかね、お伺いしたいと思います。

また、フレイル調査5,090人に回答されたうちの485人ということで、1割弱の方がフレイルに該当したということですが、この数字というのは全国的なところから見てどういうふうにとらえていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 まず1つ目ですが、牛久市では平成18年度より国の示す基本チェックリストを用いて高齢者支援を行っており、平成29年度に現在の調査票のものに変更しています。調査対象を小学校区としたのは令和2年度からで、3年間かけて全小学校区の調査を行う計画としています。3年目の今年度は、7月に牛久小学校区、10月に岡田小学校区を対象に実施する予定です。今年度のフレイル調査が終了すると、牛久市全域のフレイル調査が完了することになります。今後は、高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施の中にフレイル調査を組み入れ、効果的な事業展開を計画してまいります。

もう1点、フレイルのスクリーニングです。全国との比較ですが、フレイルをスクリーニングするための評価方法は、現在のところ、統一された基準はございません。牛久市では、東京都健康長寿医療センター研究所副所長で医学博士の新開先生らが開発した簡易フレイル指標15項目、これに国の示す基本チェックリストのうち、認知機能や口腔機能に関する3項目、これらを加え、18項目の質問に回答していただく方法によりフレイル調査を行っております。調査の目的は、フレイルを早期に発見し進行を予防することであり、高齢者に個別の対応をしていくに当たり、必要な項目を盛り込んだものとなります。

全国や他市町村との比較は、現在のところできない状況ではありますが、牛久市での経年的な比較によりますと、平成元年度から簡易フレイル指標による調査を実施しており、コロナ禍前であった令和元年度調査の結果では、フレイル該当者は1,927人中164人、8.5%でした。これが今回、令和3年度には全体で15%強となっておりますが、これらはコロナ禍により外出自粛の影響が大きく関与していると考えております。これらのフレイル予防も重要

な課題と考えて、これからいろいろな事業を計画してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 コロナ禍で、いろんなところで影響しているのが分かりました。

それでは、次に保健事業の現状と課題について、国民健康保険と後期高齢医療保険の医療費、そして健康診断の受診率の推移などの分析から、具体的にお示しください。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 牛久市国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療制度や社会保険への移行等により、平成24年度の2万3,277人をピークに急激に減少しており、令和4年4月末時点1万8,093人となっております。しかし、医療費は同じペースで減少しておらず、平成27年度までは増加、それ以降は徐々に減少していません。令和2年度は、コロナ禍による医療控えの影響で、医療費総額は5億5,686万9,640円、前年度と比べ約2億円の減となったものの、令和3年度から医療費は徐々に増加傾向にあります。

また、後期高齢者医療保険の被保険者は、平成30年度4月1日時点1万777人から、令和4年度1万2,708人に急激に増加しており、令和2年度医療費総額も8億8,613万9,020円と、前年度と比べて約1億3,000万円の増となっております。

国民健康保険における特定健診受診率は、令和元年度39.4%、令和2年度23.4%、令和3年度は速報値で24.8%となっております。

また、後期高齢者医療保険における基本健診受診率は、令和元年度22.33%、令和2年度は15.88%、令和3年度は速報値19.41%となっております。

後期高齢者の増大する医療費を抑制するためには、まずはコロナ禍による影響で令和2年度に大きく低下してしまった受診率を高めることが課題となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、(2)です。取り組む健康課題と具体的な事業内容について伺います。

今、保健事業、そして介護予防事業の現状と課題について、そしてフレイル調査の結果についてもお示しいただきました。では、その課題解決のために今後どのような事業を行っていくのでしょうか。茨城県の広域連合からは、具体的な事業内容として、高齢者に対する個別の支援、そして通いの場への積極的な関与などが示されているようですが、市ではその中で何を重点的に行っていくのでしょうか。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 国保データベースシステムによると、牛

久市の疾病別1人当たりの年間医療費の第1位は、人工透析が必要なレベルの慢性腎臓病であり、平成29年度から毎年1位を継続しています。透析患者の約半数が、糖尿病が原因であることから、糖尿病性腎症の重症化予防が重点的な健康課題となっております。

また、第2位は骨折で、毎年上位に位置していることから、被保険者の加齢に伴う筋力低下や骨量の低下についても取り組むべき健康課題と考えております。

市民の皆様が健康で過ごすために、基本となるよい生活習慣として、うしく健康プラン21では、健康な生活6項目を挙げ、バランスのよい食事や楽しく運動すること、健診受診等の実践を進めております。令和4年度に重点的に行っていく一体的事業といたしましては、これらのよい生活習慣の実践を基本とした上で、糖尿病性腎症の重症化予防として、対象者への個別保健指導により、人工透析へ移行する時期をできるだけ遅らせること、血糖値が悪化する人の増加を防ぐこと、フレイル予防として個別相談や小学校区単位での講演会等を実施し、要介護になる人の増加を防ぐことに努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 先ほども申しあげました通いの場です。ここへは、交通手段がなく、徒歩では参加するのが難しいという高齢者がいらっしゃるかと伺っております。また、呼びかけてもなかなか出てこられない高齢者など、そういう方たちにどのようにアプローチしていくかが課題だという声も聞くところです。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、かっぱつ体操、こちらは牛久市独自の体操で、ある程度体力がある高齢者に適した体操だと思われるのですが、少し体力が落ちてきた人、そういう方たちにも適した、座ってもできるような軽い体操のシルバーリハビリ体操、こちらは茨城県が主体となって進めていらっしゃるかと認識しております。どちらも住民が主体となっている体操教室であります。かっぱつ体操が難しくなってきた高齢者が、より軽い体操でリハビリも兼ねたシルバーリハビリ体操にスムーズに移行できるような連携も大切なことだと考えます。そして何より、こういった事業は住民が指導者となって行うものなので、指導者の育成、そしてその後のフォローアップも行政の大事な役割であると思っておりますが、その点についてお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 地域活動の利点の1つとして、歩いて行ける身近な場所での交流が挙げられます。しかし、現状では全ての方にとって身近な通いの場があるわけではないことも承知しております。

通いの場に参加困難な方への対応につきましては、困難の理由が交通手段のみなのか、ほかの身体的な要因等があるのか、個別に対応するとともに、うしくかっぱつ体操DVDやFMうしくうれしく放送を利用し、自宅で体操を実施していただくこともお勧めしております。

呼びかけに応じない高齢者の方には、それぞれ個別の考え方や理由があると思われるので、閉じ籠もりやフレイルへの危険性などを周知しながら、本人、家族からの相談、地域の見守りの中での相談に随時対応し、関係機関との調整等を行ってまいります。

次に、シルバーリハビリ体操についてですが、介護予防コーナーにて、うしくかっぱつ体操とともに2つの体操を紹介するなど、同様に普及活動支援を行っておりますが、体操の内容はそれぞれに特徴がございますので、普及員や指導士が参加者の状況に応じ、安全に実施し、市民の体力維持、向上につながるよう今後とも支援を行ってまいります。

また、指導士の育成とその後のフォローアップについてですが、シルバーリハビリ体操指導士養成は県の事業であり、県が定めた方法で指導士養成やフォローアップを実施しているところです。

市では、牛久市シルバーリハビリ体操指導士会の活動に対して、毎年10万円の助成をしているほか、指導士会の意向を聞きながら、指導士養成の事務局として協力しております。令和3年10月には、指導士会会長からの依頼を受け、市の保健師によるフレイル予防をテーマとした講義を実施しました。また、令和4年度は3級指導士養成についての広報、会場提供、講座の立会い等の支援を行う予定となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 かっぱつ体操は先ほど申しあげました市の事業で、シルバーリハビリは県の事業であるわけですが、どちらも介護予防の通いの場としては大きな役割を担っていると思います。そして、先ほどもかっぱつ体操は平成16年からということでした。指導士になった方たちも皆さん高齢になって、実際に指導士として活動している方、毎年少なくなっていると伺っております。住民が地域で支え合うためにも新しい指導士の養成のための事務局として協力していただきたいと思います。

それでは最後に、事業の目指すところについて伺ってまいります。一体的な実施の事業、この主管課はどこになり、その他の関係課との推進体制はどうされるのでしょうか。常陸太田市では、令和4年度から健康づくり推進課内にフレイル対策室を設置して、一体的な実施の拠点としていくということです。牛久市ではこの事業をどのように位置づけていくのでしょうか。また、この事業を進めるに当たっては、医療専門職の役割は大きく、令和4年度の予算にも歯科衛生士の謝礼が計上されておりましたが、それら専門職の体制はどうなっているのか伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 一体的実施事業の主管課は、医療に関する膨大なデータと、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の予算を所管

している医療年金課となります。そして、市民全体の健康づくりとして健診や健康教室等の実務を担う健康づくり推進課と、介護保険事業特別会計という介護予防の予算を所管し、高齢者福祉や介護認定に関するデータを持つ高齢福祉課、この3課が連携協力し、効果的かつ効率的に事業を進めてまいります。

次に、今年度予算に計上された歯科衛生士の謝礼ですが、これは先ほどの答弁の中で申し上げました、令和3年度フレイル調査の結果、口腔機能低下の該当者が1,441人、28.3%と多かったため、まだ企画立案段階ではございますが、令和4年度に外部の歯科衛生士による講演や教室を行うために計上した予算となっております。現状では、専門職の専任職員として、常勤職員である保健師1名、管理栄養士1名、会計年度任用職員である看護師が2名で実施しており、歯科衛生士は業務委託で対応しております。

御指摘のとおり、この事業は医療専門職の役割が大きくなっておりますが、市職員として対応すべき業務、外部に委託等で対応できる業務、事務職員で対応できる業務等、今後の事業展開に応じて整理し、費用対効果の検証や財源の確保なども踏まえて、専門職を確保してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、最後に介護予防と保健事業の一体的な実施、これを行う結果として、この事業の目指すところは何になるのか、目標値のような指標を定めていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 市では令和4年3月に、第3次うしく健康プラン21を策定し、健康づくりの最終目標を「すべての市民が、どのような健康状態であろうとも、自分らしくいきいきと生涯を過ごすことができる」としております。介護予防と保健事業の一体的な実施事業は、目標を実現するための取組の1つに位置づけております。

健康プランにおいては、評価の指標を「自分が健康だ」と感じている人の割合としていますが、平成16年度81%だったものが、令和2年度には85.1%に上昇しております。令和8年度の目標を87%に設定しております。

一体的事業の具体的な目標値は、現状では定めておりませんが、糖尿病性腎症の重症化予防として、人工透析への移行時期をできるだけ遅らせること、血糖値が悪化する人の増加を防ぐこと、フレイル予防として要介護になる人の増加を防ぐことを指標とし、さらに年齢別の要介護認定率や1人当たり医療費の推移など、事業の効果が客観的に見られる指標の設定、目標値の設定を行ってまいります。

健康に勝る幸福なしという言葉がございますけれども、健康でいることの幸福は、その人だ

けにとどまることなく、健康で元気な高齢者が増えることで、牛久市の医療費や介護保険に要する費用が抑えられ、ひいては社会全体の活力の維持や全世代が安心できる持続可能な社会保障制度の構築にもつながると考えられています。そのような重要な事業であるとの認識を持ちながら、牛久市第4次総合計画でお示したとおり、笑顔あふれるにぎわいと安らぎのあるまちを目指して、一層尽力いたします。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 介護予防と保健事業の一体的な実施、この言葉からは何がどう変わるのか、市民からは確かに分かりにくいところです。しかし、お話を伺いまして、今までも市で行ってきた事業、そこにさらに専門職の力や、また健診や医療費などの科学的なデータ、これを参考にしながら、より効果的な取組にしていくということで理解いたしました。

コロナ禍が長引く中で閉じ籠もりがちな高齢者の体と心の健康を、行政と地域住民とで支え合う仕組みをお願いしたいと思います。

では、次に大きな2番目です。公共施設の耐震化の状況について伺ってまいります。

その中の1番目、耐震改修促進計画における公共施設の耐震化の状況について伺います。

2011年に発生した東日本大震災後も、茨城県を含む関東地方では、度々震度5クラスの地震が発生しています。

牛久市地域防災計画の中では、災害に強い地域づくりに向けた基盤整備の中で、建築物等に対する震災対策の啓発について定められています。その中では、既存の建築物で、昭和56年、建築基準法改正前の建築所有者については耐震性に対する意識を高め、耐震補強も含めた震災対策の実施を啓発することと言われております。そこで、この建築基準法改正前の昭和56年以前に建築された公共施設の耐震化の状況はどうかを質問してまいります。

今年3月に策定された牛久市耐震改修促進計画では、市が所有する特定建築物に関して耐震化の状況が示されており、令和3年度末では耐震化率は100%となっていますが、改めてこの内容について伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 令和4年3月に改定した牛久市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき策定されたものであり、耐震化を図るべき特定建築物として、第14条に保育園は階数2以上かつ床面積500平方メートル以上、公営住宅は階数3以上かつ床面積1,000平方メートル以上、小中学校は階数2以上かつ床面積1,000平方メートル以上と規定されております。本計画で公表している特定建築物は、第14条に規定されております用途、規模の市が所有する建築物を対象としています。令和3年度末時点の市が所有する特定建築物の耐震化率は100%となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 今、特定建築物については100%というのが分かりましたが、それでは2番に参ります。市が保有する建築物でこの計画には含まれないもの、つまり特定建築物ではないものになるのでしょうか、そのようなものの状況を伺ってまいります。

そのよりどころとなるものとして、平成29年3月に策定された牛久市公共施設等総合管理計画、こちらで示されている耐震化の状況から質問してまいります。

この平成29年の時点では、旧耐震基準の公共施設、こちらの延べ面積は約6万平方メートルで全体の3割を占めていますが、耐震補強済みの施設がほとんどであるとされております。耐震化の状況を分類別に見ますと、子育て支援施設や公営住宅、こちらに診断未実施の施設が見られるともされております。しかしながら、どちらも市民の生活にとって大切な施設であれば、この調査をして約6年がたち、現状について伺います。

まず初めに、基本的な考え方について質問いたします。先ほどの耐震改修促進計画には該当しない公共施設で旧耐震基準のものについては、耐震診断を実施し耐震化を図ることは法的に定められてはいないのでしょうか。もし定められていないならば、自治体としてはどのような方針にのっとり施設の耐震化をするのか、しないのかを決めていらっしゃるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設などの耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なものなどの要緊急安全確認大規模建築物や、避難路沿道建築物や防災拠点構築物などの要安全確認計画記載建築物については、耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が規定されております。また、現行の耐震規定に適合していない既存不適格建築物については、全て耐震診断及び必要に応じた耐震改修が努力義務として規定されております。

耐震診断、改修が義務化されていない公共施設につきましては、牛久市公共施設等総合管理計画の基本方針3、計画的な施設の保全を基に、各施設管理課が必要な維持管理、修繕を行うこととしております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 耐震改修促進計画に該当しない公共施設、こちらは管理計画の基本的な考え方の下で、施設管理者が判断して耐震診断をするか、また耐震化をするかしないかを決定すると理解いたしました。

それでは、その考え方にとり、旧耐震基準の公共施設について伺ってまいります。

まず、子育て支援施設の調査では、施設全体の中で耐震診断済みで未補強のものが4%あり、

診断していないものが16%あるとなっておりますが、これらの施設の現状についてお尋ねします。基本計画の中には、現在ある保育園については、計画的な修繕や補修を検討するとともに民営化を進めますとありますが、この方針の下、どのような措置が取られたのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 子育て支援施設の耐震化状況で、耐震診断済みで未補強となっている施設は第二幼稚園で、こちらにつきましては平成26年度に耐震診断、平成27年から平成28年にかけて耐震補強工事を実施しております。

診断をしていない施設は、旧第一幼稚園、つつじが丘保育園、向原保育園です。このうち、旧第一幼稚園は平成22年4月に中根小学校の新耐震施設へ移転、その後平成31年4月にはひたち野うしく地区に新園舎を建設して移転を行っております。旧園舎は、未使用期間を経て平成30年度に解体を行いました。

公立保育園につきましては、順次民営化していく計画がありましたが、一旦凍結となったため、引き続き運営してきたという経緯があり、現状も耐震診断は未実施となっております。公立保育園の建物は木造平家で、床面積も1,500平方メートル未満であることから、耐震診断が義務づけられる規模ではありませんが、築40年以上が経過しています。保護者が安心して子供を預けることができるように、またそこで働く職員が安心して保育業務に携われるように毎年修繕を行い、修繕の際には耐震面も考慮に入れ、補強するなどの対応を行っております。

今後の公立保育園の方向性につきましては、老朽化した建物だけでなく、待機児童や児童数の現状、保育需要の動向なども含めて、市民の方や保護者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 第二幼稚園は平成27年、平成28年に耐震補強を行ったということですが、つつじが丘保育園、向原保育園は耐震診断していないということですね。

それでは、同じく旧耐震基準の柴町保育園もたしかあったと思うのですが、こちらについてはどうなっておりますでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 柴町保育園につきましては、この計画の策定時点では建て替えて民営化する計画であったため、診断不要としています。しかしながら、民営化には至らず、引き続き公立保育園として運営してきたため、現状としては、耐震診断は未実施となっております。つつじが丘保育園や向原保育園と同様、老朽化した建物であるため、安心して施設を利用できるように毎年修繕を行い、修繕の際には耐震面を考慮に入れ、補強するなどの対応を行っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 たしか保育園の民営化が凍結されたのが7年ぐらい前であったと記憶しておりますので、その後毎年修繕補強してきたとの御答弁ですが、根本的な耐震診断はしていないということですよ。

保育園は幼稚園より子供たちが長く生活する場であれば、安全安心な施設であるのは必須条件であると考えます。先ほどの御答弁でも、今後の公立保育園の方向性は、建物だけではなく、待機児童や児童数の現状、保護者の意見を聞きながらということでしたが、時を置かずに保育園の在り方や方向性については検討すべき課題であると考えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 ただいまそちらにつきましては検討しているところがございますので、こちらでは検討しているということだけでお伝えさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ぜひ、子供のことになりますので、安全安心を第一に考えていただきたいと思います。

次に、公営住宅の調査では、施設全体の中で診断済みで補強不要とされたものが18%あり、診断済みで未補強のものが6%、そして診断していないものが17%あるとなっています。これらの施設についてお示してください。平成23年度策定の公営住宅長寿命化計画、これがあって、この計画にのっとって統廃合や廃止を実施すると基本的な方針にはなっておりますが、現状はどのようでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 公営住宅の耐震化の状況は、平成12年度に昭和49年建築の南裏第二住宅、昭和51年建築の神谷住宅2号棟、平成19年度に昭和50年建築の神谷住宅1号棟の非木造の市営住宅の耐震診断を実施しまして、I s値、耐震診断指標というのですけれども、それぞれ0.8とされ、耐震性を確認してございます。

一方、平成11年度に昭和30年建築の落合住宅5号棟、平成12年度に昭和33年建築の新町住宅3号棟、昭和42年建築の猪子住宅102号棟から105号棟の木造の市営住宅の耐震診断を実施し、総合評点1.0以上となり、耐震性を確認しています。

平成11年度、平成12年度、平成19年度の耐震診断により耐震性が確保されているものと判断された市営住宅は、補強不要としてございます。

牛久市公共施設等総合管理計画では、木造の市営住宅の耐震診断未実施が17%と表記され

ていますが、各市営住宅ごとに建築年と規模を考慮し、サンプリングによる耐震診断結果から耐震性が確保されていると判断してございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 すみません、私順番間違えました。保健福祉施設が次でしたけれども、すみません、公営住宅を先にお答えいただきました。

それでは、保健福祉施設の調査の中で、耐震化の状況が不明としているのが9%あることになっています。これは何をもって不明となっているのでしょうか。この施設に該当するものは、高齢者福祉施設や障害福祉施設、保健施設、そして地区社協などの社会福祉施設が含まれ、市民にとってはこれも大切な施設であれば、この現状についても伺います。計画的な修繕、補修、長寿命化を検討すると基本的な方針にもありますが、その後この不明としている、耐震化ですね、その建物についてはどのような検討がされたのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 保健福祉施設で、耐震化診断不明となっている施設は現在2か所となっており、いずれも保育園として使用していた施設を、地区社協の事務所として使用している施設です。

おくの義務教育学校地区社協の事務所として使用している旧中央保育園建物は築65年、牛久小地区社協事務所の旧上町保育園建物は築51年が経過しており、いずれも旧耐震基準に該当する施設ではありますが、耐震化診断は未実施となっております。建物の補強や修繕については、破損箇所の緊急度に応じ、その都度修繕を行っており、利用者の安全面確保に努めている状況です。今後は、建物の老朽化の状況により、地区社協事務所の移転等も含めた対応を検討してまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 おくのの地区社協エリアの高齢化率は、市内で最も高い41%です。また、牛久小地区社協エリアの高齢化率もそれに次ぐ38%、ここでは介護予防事業のサロンとまり木も行われております。地区社協は地域福祉の拠点として、これからも大きな役割を担っていく施設であれば、こちらも安全であることはやはり必須条件であると考えます。

今後は、建物の老朽化の状況により、移転等も含めた対応を検討していくということもおっしゃいましたが、具体的なお考えなどはあるのでしょうか。建物の老朽化の状況は、どちらも築51年、築65年ということで、もう十分老朽化していると思います。おくのの地区社協に関しては、関係者の方から、おくの義務教育学校の施設一体化工事の後、使われなくなる北校舎の利用を望む意見があるとも聞いております。耐震診断をしていない現状で、安全を担保するためにどうされるのか、もう少し具体的な対策をお聞かせいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 私が存じ上げているのは、中央保育園、おくの地区社協から、おくの義務教育学校北校舎に移転したいという要望は、お話は伺っております。その中で、おくの義務教育学校北校舎の具体的な利用の検討体制につきましては、市において公共施設全般の管理に関して、公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、その調査研究、実施体制として、各部の次長を構成員とした公共施設等総合管理計画推進本部幹事会というものが組織されております。この幹事会は、北校舎の利活用の検討体制の基本として、必要に応じた調査、情報収集等を進めていくこととし、既存施設に関する条件の整備、事例や御意見、御要望を踏まえて議論を行いまして、そちらの校舎の利活用の方針を決定していく予定となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 耐震診断をしていなくても、毎年修繕や補強しているから安全であるとは必ずしも言えません。それは主観的な安心にすぎないのではないのでしょうか。あくまでも公共施設は安全が担保されたものでなければならぬと考えますので、しっかりとした計画の下、対策をお願いいたします。

それでは、最後にエスカード牛久ビルの活性化の現状と課題について伺います。

まず、1番目です。市のエスカード牛久ビルの活性化の現在の考え方について伺います。

令和3年度の当初予算で、エスカード牛久ビル4階に公共施設を整備する事業費の減額修正をした際の1つの理由として、コロナ対策に重点を置いた予算配分をし、事業内容の慎重な検討の必要性ということがありました。コロナ感染症についての対策は、現在新しい段階に入り、経済活動、社会活動との両立を目指した方向性で動き始めています。このような状況の中、エスカード牛久ビルの活性化を令和4年度以降はどうしていくのか、現状と課題について伺ってまいります。

遡れば、エスカード牛久ビルに関しては、テナントのイズミヤが撤退することに伴い、牛久市が平成31年、株式会社エイチ・ツー・オーが所有するエスカード牛久ビルの地下1階から3階までの建物と土地を8,800万円で購入したことが発端でした。その際、牛久市が購入を決めた理由は、牛久駅前の空洞化防止、中心市街地のにぎわいづくりとしての中核施設にエスカード牛久ビルになるためということでした。

そして、令和元年度にエスカード公共施設基本構想、基本計画を策定し、その際の前提として、公共施設機能の複合化があり、実現可能な施設整備と機能維持が可能な複数用途が目的として示されております。具体的には、買物の場から集いの場への転換がうたわれ、暮らし、にぎわい、学びの3つの要素がコンセプトとして挙げられました。それを基に提示された4階の

全体図では、中央に100メートルのウォーキングコースと、図書の閲覧ができるラウンジ、可動間仕切りの展示ギャラリー、学習スペースなどがありました。また、概算工事費が約9億円と試算されました。その後、この基本計画に基づく実施設計での変更点の主なものは、どのようなだったか、確認の意味でお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 特別委員会の中でも説明しておりますが、実施設計は基本構想、基本計画に基づく計画等諸条件を基礎資料として、より具体的、現実的に検討し、最終的な建築、構造、電気、機械等の詳細な整備計画図面を定めていくものであることから、実施設計後の整備計画は、当然基本構想、基本計画時のものに修正が加わるものとなります。

エスカード地域交流センター改修工事の実施設計では、事業担当課である創生プロジェクト推進課及び建築住宅課を中心に、関係課であります生涯学習課、文化芸術課、市民活動課、中央図書館と実施設計業務受託業者とで、令和2年8月から令和3年6月まで、延べ15回の打合せを行い、新築工事ではなく改修工事であることから、エスカード牛久ビルの施設的な諸要件等を再度精査しながら、より具体的な整備図面を作成したものととなります。

実施設計終了後の主な変更点としましては、まず全てのゾーンにおいて、居室、配置等の確定を行ったことから、各居室及びスペースの面積、配置の変更、センターブックゾーン内の書架の配置の変更、そのほか特別収蔵庫内の不活性ガス消火設備や、ロビーゾーン内の畳コーナー、展示室の鉄骨下地の追加等を行っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 令和4年の現段階で、今の基本構想の考え方に変更はあるのでしょうか。といいますのも、今年度、ひたち野リフレビルに公共施設の出張所ができ、また教育委員会が集約されることになりました。公共的利活用に関して、リフレは事務所機能の施設であるので改修費用も抑えられ、一方エスカードは商業施設であるから、市役所機能の一部移転にはふさわしくないと受け取れる回答書も頂いたところです。そのような状況下で、4階を公共的利活用し、エスカードホールとの一体化、また4階から下の階への波及効果が期待できるとした考え方に変更はないのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 エスカードの公共的利活用につきましては、まず既存のエスカード生涯学習センターとの一体利用が可能であること。次に、公共施設を整備することによるシヤワー効果を考えた場合に、上階にある方が効果が広がること。そして、これまでリーシング企業と折衝を行う中で、仮に4階以外に公共施設を整備した場合には、商業施設としての利活用が上層階と下層階に分断されるため、公共による利活用は4階が最適であるとの意見があっ

たこと等から、現時点においても4階が最適であると考えており、この考えに変更はございません。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 変更点はないということで了解いたしました。

次に、2番目です。国庫補助金の取扱いの県との協議内容について伺ってまいります。

エスカード牛久ビルの活性化は、令和元年から5年までを期間とする牛久駅西口地区都市再生整備計画の1つになって国庫補助金が出ていると理解しています。3月議会での御答弁では、この国庫補助金の取下げや内示変更の取扱い、また年度途中の申請の余地などを、今後のスケジュールを勘案しながら進めていくとの御答弁でした。また、以前には補助金の返還もあり得るといった答弁もあったと記憶しております。そこで、改めて令和5年度までの計画期間の中で、今後の手続として何があるのか具体的にお示しください。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 補助金の対応につきましては、前回の一般質問でもお答えしましたとおり、茨城県等との協議を重ねており、現状の報告とそれに伴います対応等の協議を逐次行っているところでございます。

これまでの協議の中で、まず補助金の返還につきましては、その事業が目的を達することなく途中で中止となるのか否かという点が重要となるとの指導を受けております。つまり、牛久市がエスカード牛久ビルへの公共施設整備計画を中止するという決断をした場合には返還が生じる可能性が残るものの、計画を中止するという決断を行っていない現段階におきましては、返還義務は発生しないものという認識で合意しております。しかしながら、実施設計が変更となる場合には、その修正費用は全額補助対象外事業費となりまして、また変更内容によりましては、例えば大幅に修正する、または変更に伴い補助対象外となる施設を含めた場合においては、その度合いによりまして補助金の全額または一部の返還が生じるものとなります。これは実施設計分に対して補助金が投入されているということでの内容となります。

次に、今後の手続としましては、現在の都市再生整備計画の最終年度でもあります令和5年度での補助申請を行うためには、原則として令和5年度中に完了すること、また申請時点においておおよその計画図、概算費用の算出がなされていることなどが必須の要件となると指導を受けております。また、現在の進捗状況を考え、平成31年度から令和5年度までを対象期間としました現在の都市再生整備計画から、エスカード地域交流センターの工事計画を取り下げる変更手続を行うよう、茨城県から指示を受けているところでございます。この手続の時期につきましては、例年のスケジュールから考えると、変更申請は今年度の7月下旬から8月頃までになると考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、最後の3番になります。エスカード牛久ビルの1階と4階の床交換の進捗状況について伺います。

4階を公的利活用するに当たっては、4階の地権者約40名と、1階の市の所有床との等価交換をするのが必須であったと思います。しかしながら、地権者全員との合意が得られていないとも聞き及んでおります。そのための法的な対応として、弁護士や司法書士など専門家との協議もされていると3月議会での御答弁でもありましたが、その後の進捗はどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 床の交換につきましては、当初、牛久市から牛久都市開発株式会社に対しまして交換協議の申入れを行っており、権利者側の取りまとめを牛久都市開発が中心となり進めているものでございます。現在は、権利者側の取りまとめを行う牛久都市開発株式会社において、同社が契約する弁護士との協議が進められており、現時点で同意いただけない方への対応として、法的手続の可否も含めた協議を行っているところでございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ちなみに、床の交換に賛成していないというか、同意されない地権者、その方の理由というのは何なのでしょう。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 基本的には、牛久市が示した計画に御同意をいただけていないということとは思うのですけれども、詳細につきましては、現在協議中の内容でもございますし、また個人情報に関わるものであり、相手方の利益に関わる可能性が、不利益、利益にも関わるような可能性がございますので、また今後の交換の契約手続に影響が生じるおそれもあることから、明確な理由につきましては、御回答は控えさせていただきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 床の交換の協議に入って、もう2年近くになると思われるのですが、今後交渉を進める中で合意していない地権者との協議の行方が変わる可能性があるのでしょうか。もし交換できないとなった場合の方策、例えば4階の床の賃借や購入などの選択はあるのか。市が所有している3階などでの整備などはあるのか。特別委員会での御答弁では、新たな財政負担は生じさせないため考えていないとのことでしたが、その考え方に変わりはないのでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 これにつきましても、特別委員会での回答と同内容とはなりますけれども、現在、エスカード牛久ビルの1階から3階を所有します牛久市において、その共益

費、修繕積立金の負担額は、牛久市財政にとって大変大きな負担であると認識しております。新たに4階を賃借または購入した場合には、現在の負担額にさらなる経費負担が伴うことは明らかであり、費用面での負担を最小限とする方法を考えた場合には、等価による交換が最善であると考えております。

また、仮に賃借した場合には、賃借期間終了後、現状での返還ということも視野に入れた整備計画というものが必要となりまして、この場合には天井、壁、構造等にまで及ぶ整備というのが現実的に不可能となるといった点も含めまして、4階に関しましては、賃借あるいは購入ではなく、交換が最善であるという考えに変わりはありません。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 土地、床の交換なのですが、私たちは地権者と敷金の話で合意いただいて、合意いただいたからこそ、敷金を牛久市が一時立て替えたわけでございます。ですから、私は当然にそういうものを全て、また土地交換もしたほうが、地権者としても床の賃料が入ってきますから絶対に有利なのですが、そういうことを思っていました。ただ、一部の、1人です、はっきり言って。1人の方がどのようなことで、その内容を話すことはちょっとできないのですが、近々そういう具体的な話をして合意をいただくように努力します。

あと、もう1人の方がいます。その方は1階の床を持っていないのですが、ただエスカードに入っている人なので、その人もやはり規定では、全部の店の方の了承を得ないと交換はできないというあれがありまして、その方は本当に1%ぐらいなのかな、と思いますけれども、そういう方の了承を得ないことには、床交換は現在駄目ですから、そこはこれから進捗状況によりますけれども、とにかくお話をしっかり聞いてほしいのですが、話を聞いてくれない状況なので、これからどんな具体的な話になるかちょっと分かりませんが、でも、それを進めないことには牛久市の活性化にならないということと、今までできてやってきた差額の、今非常に投資していますので、その投資の分も肩代わりする場面もできてしまうと。これは牛久市にとっても、またまちにとっても、ちょっと引き下がるようなことなので、これから私たちは土地開発株式会社とともに、しっかりと相手を説得するように努力します。

○杉森弘之 議長 ここで山本伸子議員に申し上げます。答弁時間が4分となっております。質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 市長の力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、令和2年度9月議会に、エスカード牛久ビルの再生計画についてお尋ねした際には、執行部からは、牛久都市開発による再生計画は、中心市街地の活性化や駅ビルの再生を目指す牛久市、そして権利者の双方にとってメリットが大きいことから、十分な合理性と実現性

が高いと判断され、これらの計画により活性化が図られるということを前提条件として含んでいる、そのような御答弁でした。

しかしながら、結果として1階と4階の床交換が進んでいない現実を執行部としてはどう捉えているのでしょうか。床の交換の機運が高まっているとした臆測と、十分な合理性と実現性が高いとした判断のみで、床交換の合意を得ないまま不動産鑑定をし、基本構想、基本計画を策定し、実施設計をし、工事費を上程したとなると、事業の進め方としてはいかがなものかと言わざるを得ません。どのような根拠があって床の交換が成立すると見込み、事業を進めたのか質問いたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 エスカード牛久ビルへの公共施設整備につきましては、イズミヤ撤退後もエスカード牛久ビル内に残られ、営業を続けてこられた事業者の皆様、リニューアルオープンに伴い、エスカード牛久の今後に期待し、新たに出店していただいた事業者の皆様、そしてエスカードの再生、中心市街地の再活性化を願い、牛久市に意見を寄せていただいた皆様からの御意見と、リーシング企業、民間デベロッパーと協議をする中での専門家の方々からの助言、そして現在の牛久市を取り巻く状況や、エスカード牛久ビルの現状等を総合的に考え、エスカード牛久ビルの再生には公共的利活用が必要であると考えたものでございます。

また、公共施設の整備に当たって、市の財政負担を抑制するためには、補助金等の活用が必要不可欠であり、地方創生に係る補助金や国土交通省所管の補助金等、何が最も有効であるかを考える中で、令和5年度までの期間で既に採択されていた牛久駅西口地区都市再生整備計画に加えることで、速やかに最短の期間で事業を進めることが、牛久市にとって最も有利であると考えたものでございます。

事業を進める上では、時間をかけ、1つのステップをクリアした後、次の年度に次のステップへ進めていくという手法が望ましいという考え方も当然ございますが、商業ビルは空白の期間が長引けば長引くほど、再生のハードルは高まるものであることから、実施設計業務と床の交換業務等を並行して進めてでも早期に公共的利活用を実現することが、エスカード牛久ビルの復活と、牛久駅を中心とした中心市街地の早期再生につながるものであると考え、事業化を行ったものでございます。

また、床の交換につきましては、結果的に時間を要する形となりましたが、それまでの牛久都市開発役員会での協議や、エスカード牛久ビル共有者協議会総会における同意等がなされたことから、交換契約成立の見込みはあるものと捉え、事業を進めてきたものでございます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほど答弁しました。1人の方はこれから話をする、私はもう十分納得で

きる条件であります。あともう1人の方は、なぜ反対するか分かりません。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 すいません、ここまでの御答弁をお聞きして、最後に政策的な判断が加わることで、市長に再度お尋ねしたいと思っておりました。残り時間1分ですが、今の状況、つまり床交換ができない状況が今後も続いた場合、そもそもエスカード牛久ビルの活性化の事業、この公共施設の整備計画をどの時点で中止とするのか、またはしないのか、いつ頃のタイミングで判断されるおつもりでしょうか。

先ほどの御答弁の中で、イズミヤ撤退後も営業を続けてくださってきた事業者の方、また撤退後に新たなエスカード牛久に期待して出店して下さった事業者の方、そしてエスカードの再生を願う市民の方、そういった言葉がありました。そうした方々の思いに、市長としてどう応えていかれるのか。いつまでも決断の先送りをできるものではないと私は考えております。市長、再度、短い時間ですが、答弁をよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 市長に申し上げます。1分を切っておりますので、ゼロになった段階で途中で切らせていただきますので、その分よろしくお願いします。

○根本洋治 市長 私は今の事業を中断するつもりはございません。エスカードの再開発に向けてできることを私はします。それをすることが私の責任であり、牛久市の利益になると確信しております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。力強いお言葉いただきました。

市民満足度調査の結果では、牛久駅前周辺の活性化が進んでいないとの回答が7割以上でした。1階から3階のテナント誘致が様々進められてはいますが、4階が空洞化したままでは、駅前の活性化とまでは市民の目には映っていない現状があるのだと思える結果でした。

エスカードビルの活性化とは何だったのかと改めて立ち止まり、この間私も考えました。それは、原点に立ち戻ると、基本計画の考え方にも記載があった実現可能な施設整備、公共施設機能の複合化であろうと思います。公共施設を造ると、駐車場の問題や職員への負担があるなどといった御答弁、前回市長からもありました。しかし、できないことを数えるのではなく、できることから取り組んでいただきたいとお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で10番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時55分延会